

令和5年度

保健衛生事業概要

(令和4年度実績)

令和5年8月

福井市保健衛生部

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）



わたくしたちは 不死鳥福井の市民であることに誇りと責任を感じ
郷土の繁栄と幸福をきずくため 力をあわせ 不屈の気概をもって
このねがいをつらぬきましょう

実践目標（平成31年4月～令和6年3月）

- 1 すすんで 親切をつくし
愛情ゆたかなまちを つくりましょう
あいさつで ぶれあうよろこび 深める絆
- 2 すすんで 健康にこころがけ
明朗で活気あるまちを つくりましょう
スポーツで 広がれつながれ 元気の輪
- 3 すすんで くふうをこらし
清潔で美しいまちを つくりましょう
ふるさとを 今よりもっと 美しく
- 4 すすんで きまりを守り
安全で住みよいまちを つくりましょう
たかめよう 交通マナーと 防災意識
- 5 すすんで 教育を重んじ
清新な文化のまちを つくりましょう
ふくいの魅力 学んで知って 広めよう

（昭和39年6月28日制定）

不死鳥のねがい（福井市市民憲章）推進協議会

目次

I 福井市の概要	1
II 保健衛生部の機構・事務分掌	5
III 保健総務課	
1 救急医療業務	8
2 地域医療業務	10
3 衛生業務	11
IV ワクチン接種推進室	
1 新型コロナウイルスワクチンの接種推進	13
V 福井市保健所 地域保健課	
1 保健所業務運営	15
2 医事	17
3 病院・診療所への立入検査	19
4 薬事	19
5 感染症対策	
(1) 感染症対策	21
(2) 結核対策	23
(3) エイズ対策	26
(4) 肝炎対策	27
(5) 風しん対策	28
(6) 新型コロナウイルス感染症対策	28
6 健康危機管理体制の整備	29
7 母子保健	
(1) 小児慢性特定疾病児童支援	30
(2) 不妊治療支援	31
8 難病支援	
(1) 特定医療費(指定難病)支給認定申請状況	31
(2) 難病患者地域支援対策推進事業	31
9 精神保健支援	
(1) 精神障がい者の地域生活支援	33
(2) 精神保健相談	34
(3) 精神保健の理解促進に関する普及啓発	34
(4) 自殺対策事業	35

10 栄養管理支援	
(1) 栄養管理支援事業	36
(2) 食品表示(栄養成分表示)等の推進	37
(3) 国民健康・栄養調査	37
11 受動喫煙対策	38

VI 福井市保健所 生活衛生課

1 食品衛生	
(1) 食品衛生事業	39
(2) 食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発	44
(3) 食品による健康被害等に関する対応	44
2 動物愛護管理業務	
(1) 動物取扱業への監視指導	46
(2) 飼い主のいない猫の不妊手術費助成事業	47
(3) 犬猫の収容や苦情相談等への対応	47
3 狂犬病予防業務	
(1) 飼い犬の登録及び狂犬病予防注射	48
(2) 咬傷事故への対応	48
4 環境衛生	
(1) 生活衛生事業	48
(2) 浄化槽の適正な維持管理	50
(3) 特定建築物に対する監視指導	50
(4) 温泉利用施設に対する監視指導	51
(5) 遊泳用プール施設に対する監視指導	51

VII 健康管理センター

1 健康づくり及び地区組織の推進に関すること	
(1) 「健康ふくふくプラン21」推進事業	52
(2) 健康づくりの組織育成事業	53
2 母子保健に関すること	
(1) 母子保健事業体制	54
(2) 妊娠・子育てサポートセンター「ふくっこ」事業	55
(3) 妊婦健康診査	56
(4) 新生児聴覚検査	58
(5) 乳児健康診査	59
(6) 幼児健康診査	62

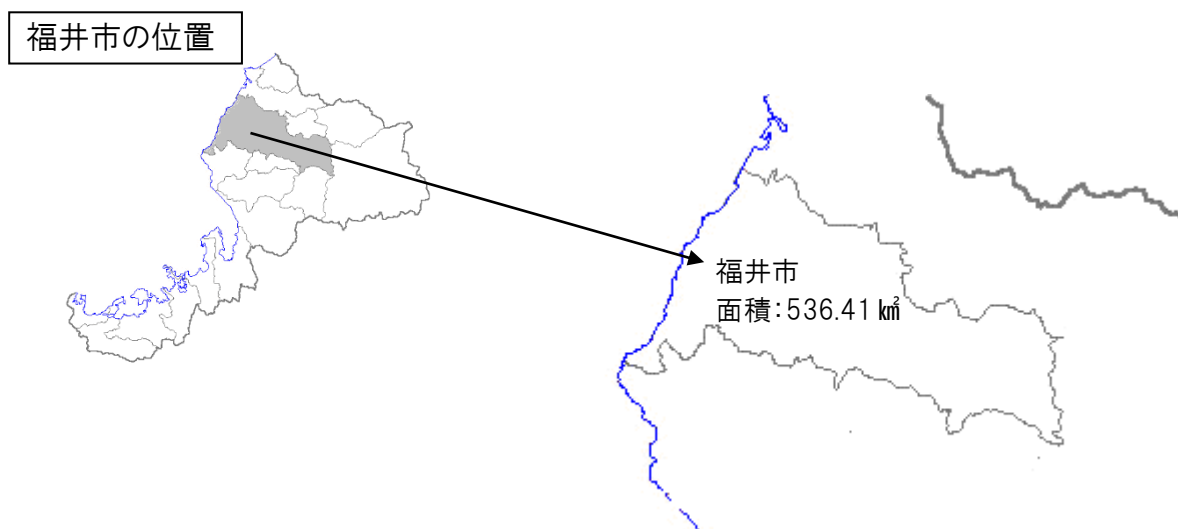
(7)母子訪問指導事業	67
(8)教育・相談事業	68
(9)口腔衛生啓発事業	71
(10)特定不妊治療費助成事業	71
(11)ふくっこ応援事業	72
3 成人保健に関すること	
(1)成人保健事業体制	73
(2)事業体系	74
(3)特定健康診査以外の健康診査	75
(4)がん検診	76
(5)骨粗鬆症検診	80
(6)歯周疾患検診・歯科健診	80
(7)肝炎ウイルス検診	81
(8)前立腺がん検診	82
(9)胃がんリスク血液検査	82
(10)健康手帳	83
(11)健康教育	83
(12)主体的な健康づくりの支援	84
(13)健康相談	84
(14)訪問指導	85
(15)こころの健康づくり	85
4 感染症予防に関すること	
(1)定期予防接種事業	86
(2)風しんの追加的対策	90
(3)任意予防接種の助成	91
(4)その他の感染症予防に関すること	91
5 その他の事業に関すること	
(1)AED設置に関すること	92
(2)診療所(美山地区)に関すること	92
(3)献血推進出張状況	92
VIII 保険年金課	
1 保健事業	93
IX 沿革	95

I 福井市の概要

本市は、本州の中央部、中部地方の日本海に面した福井県の県都で、県の北部、福井平野の真ん中に位置し、西方は山岳地帯を隔てて海水浴場と岩石美で有名な越前海岸に臨み、その他はおおむね平坦地でこの間を九頭竜、足羽、日野の3大河川が市内で合流し日本海に注いでいます。北方は坂井平野が開け坂井市、あわら市と相対し、東方は吉野ヶ岳を越えて永平寺町、勝山市、大野市方面を臨み、南方は鯖江市、越前町等に接しています。

市街地の中央部には JR 北陸本線が縦貫しており、福井駅を起点に JR 越美北線が東方に、えちぜん鉄道や福井鉄道が市内を走っています。また、国道8号、158号、305号、365号、416号をはじめ、主要地方道等が縦横に走り、県の政治、経済、文化の中心地となっています。

なお、さらなる市民サービスの向上と、人口減少社会や地域間競争に打ち勝つ活力ある地域づくりを実現するため、平成31年4月1日、中核市に移行しました。



住民基本台帳に基づく人口・世帯数 (各年12月31日時点)

	種別	世帯数	人口(人)			世帯平均 構成人員
			総数	男	女	
平成30年度	福井市	103,494	264,326	127,838	136,488	2.55
	福井県	295,106	786,431	381,826	404,605	2.66
令和元年度	福井市	104,495	263,129	127,387	135,742	2.52
	福井県	296,938	779,978	379,100	400,878	2.63
令和2年度	福井市	105,313	261,601	126,637	134,964	2.48
	福井県	299,272	774,541	376,704	397,837	2.59
令和3年度	福井市	105,796	259,644	125,972	133,672	2.45
	福井県	300,323	767,526	373,792	393,734	2.56
令和4年度	福井市	106,800	257,911	125,186	132,725	2.41
	福井県	301,677	759,724	370,179	389,545	2.52

出典：福井県の住民基本台帳人口

人口の推移

(各年 10 月 1 日時点) (人)

	種別	人口			
		総数	15歳未満	15～64歳	65歳以上
平成30年度	福井市	263,529	32,883	147,766	75,168
	福井県	773,731	98,058	435,182	230,554
令和元年度	福井市	262,530	32,564	146,701	75,553
	福井県	767,742	96,407	429,898	231,500
令和2年度	福井市	261,117	32,171	145,155	76,079
	福井県	762,679	94,823	424,843	233,076
令和3年度	福井市	260,507	32,488	147,109	76,091
	福井県	760,209	93,533	422,742	233,283
令和4年度	福井市	258,733	31,717	146,166	76,031
	福井県	752,976	91,386	418,233	232,706

出典：福井県の人口推計（一部年齢不詳があるため総数に一致しない）

表1 出生数

(人)

	福井市		福井県		全国	
	出生数	人口千対	出生数	人口千対	出生数	人口千対
平成29年度	2,201	8.4	5,856	7.6	946,065	7.6
平成30年度	2,149	8.3	5,826	7.6	918,400	7.4
令和元年度	2,000	7.7	5,307	7.0	865,239	7.0
令和2年度	1,908	7.3	5,313	6.9	840,835	6.8
令和3年度	1,935	7.4	5,223	6.9	811,622	6.6

出典：人口動態統計（表1～表9）

表2 死亡数

(人)

	福井市		福井県		全国	
	死亡数	人口千対	死亡数	人口千対	死亡数	人口千対
平成29年度	2,909	11.1	9,347	12.2	1,340,397	10.8
平成30年度	2,959	11.4	9,221	12.1	1,362,470	11.0
令和元年度	2,995	11.6	9,593	12.7	1,381,093	11.2
令和2年度	2,946	11.2	9,286	12.1	1,372,755	11.1
令和3年度	3,064	11.8	9,721	12.8	1,439,856	11.7

表3 乳児死亡数

(人)

	福井市		福井県		全国	
	死亡数	出生千対	死亡数	出生千対	死亡数	出生千対
平成29年度	2	0.9	11	1.9	1,761	1.9
平成30年度	3	1.4	8	1.4	1,748	1.9
令和元年度	6	3.0	12	2.3	1,654	1.9
令和2年度	9	4.7	24	4.5	1,512	1.8
令和3年度	3	1.6	6	1.1	1,399	1.7

表4 新生児死亡数 (人)

	福井市		福井県		全国	
	死亡数	出生千対	死亡数	出生千対	死亡数	出生千対
平成 29 年度	2	0.9	5	0.9	832	0.9
平成 30 年度	0	0.0	2	0.3	801	0.9
令和元年度	4	2.0	8	1.5	755	0.9
令和2年度	5	2.6	14	2.6	704	0.8
令和3年度	2	1.0	4	0.8	658	0.8

表5 死産数 (人)

	福井市		福井県		全国	
	死産数	出産千対	死産数	出産千対	死産数	出産千対
平成 29 年度	50	22.2	107	17.9	20,358	21.1
平成 30 年度	53	24.1	128	21.5	19,614	20.9
令和元年度	50	25.0	120	22.6	19,454	22.0
令和2年度	40	20.5	93	17.2	17,278	20.1
令和3年度	45	22.7	103	19.3	16,277	19.7

表6 周産期死亡数 (人)

	福井市		福井県		全国	
	死亡数	出産千対	死亡数	出産千対	死亡数	出産千対
平成 29 年度	8	3.6	17	2.9	3,308	3.5
平成 30 年度	7	3.2	21	3.6	2,999	3.3
令和元年度	6	3.0	17	3.2	2,955	3.4
令和2年度	9	4.7	22	4.1	2,664	3.2
令和3年度	4	2.1	17	3.2	2,741	3.4

表7 婚姻数 (人)

	福井市		福井県		全国	
	婚姻数	人口千対	婚姻数	人口千対	婚姻数	人口千対
平成 29 年度	1,259	4.8	3,381	4.4	606,866	4.9
平成 30 年度	1,232	4.7	3,274	4.3	586,481	4.7
令和元年度	1,228	4.7	3,320	4.4	599,007	4.8
令和2年度	1,165	4.4	3,029	3.9	525,507	4.3
令和3年度	1,078	4.1	2,821	3.7	501,138	4.1

表8 離婚数 (人)

	福井市		福井県		全国	
	離婚数	人口千対	離婚数	人口千対	離婚数	人口千対
平成 29 年度	414	1.6	1,083	1.4	212,262	1.7
平成 30 年度	421	1.6	1,081	1.4	208,333	1.6
令和元年度	426	1.6	1,093	1.4	208,496	1.7
令和2年度	376	1.4	1,052	1.4	193,253	1.6
令和3年度	384	1.5	1,018	1.3	184,384	1.5

表9 合計特殊出生率・高齢化率

(%)

	合計特殊出生率			高齢化率		
	福井市	福井県	全国	福井市	福井県	全国
平成29年度	1.62	1.62	1.43	29.1	29.8	27.7
平成30年度	1.61	1.67	1.42	28.4	30.2	28.1
令和元年度	1.53	1.56	1.36	28.7	30.5	28.4
令和2年度	1.50	1.56	1.34	29.1	30.1	28.8
令和3年度	1.56	1.57	1.30	29.4	31.1	28.9

高齢化率の出典：推計人口

表10 市内死因別死亡数及び率（人口10万対）（令和3年）

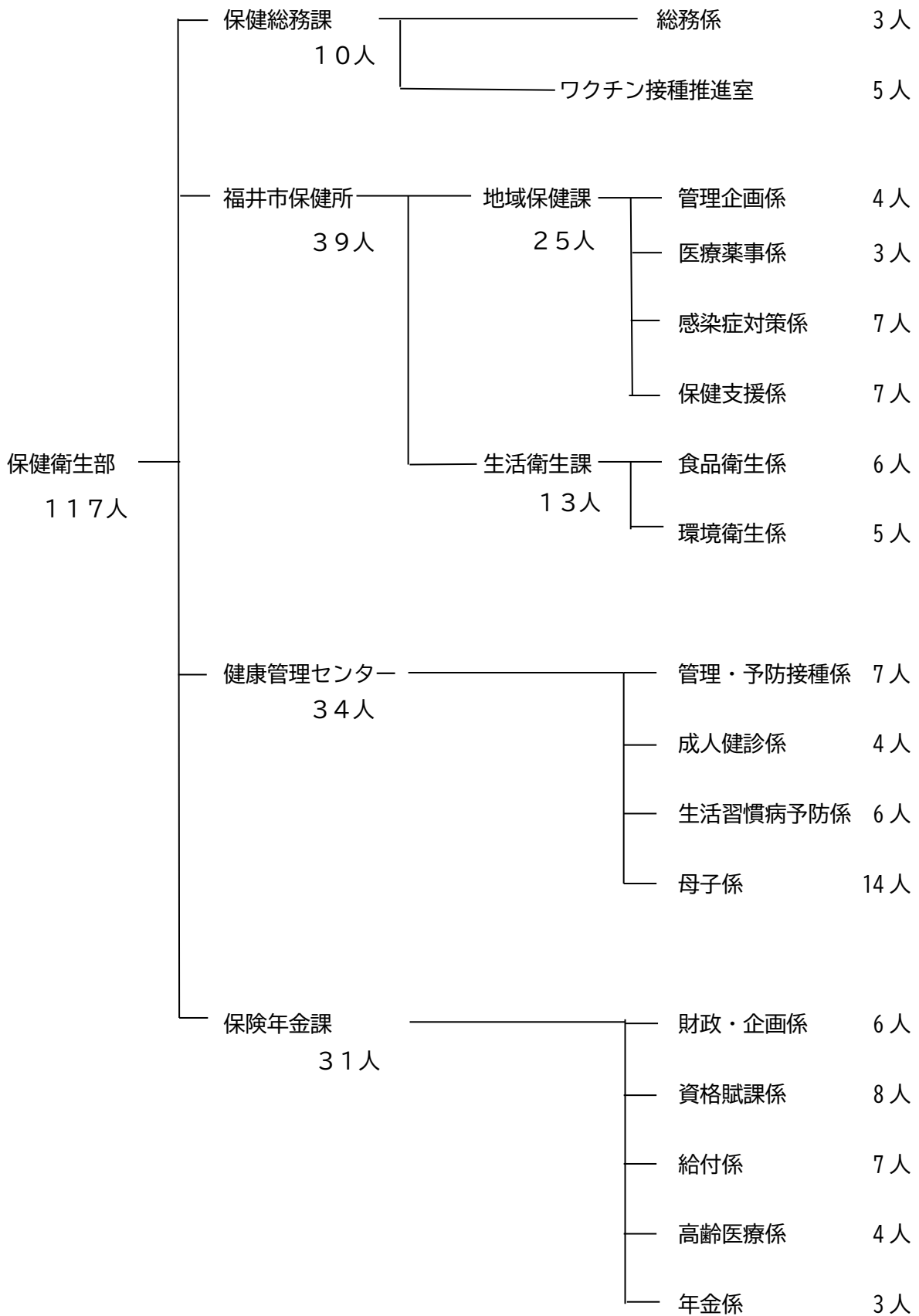
(人)

		福井市	福井県	全国
人口		260,507	760,209	122,780,487
総死亡	死亡数	3,064	9,721	1,439,856
	人口10万対	1176.2	1278.7	1172.7
悪性新生物	死亡数	777	2,387	381,505
	人口10万対	298.3	314.0	310.7
心疾患	死亡数	462	1,616	214,710
	人口10万対	177.3	212.6	174.9
肺炎	死亡数	187	587	73,194
	人口10万対	71.8	77.2	59.6
脳血管疾患	死亡数	235	742	104,595
	人口10万対	90.2	97.6	85.2
老衰	死亡数	276	1,014	152,027
	人口10万対	105.9	133.4	123.8
不慮の事故	死亡数	99	302	38,355
	人口10万対	38.0	39.7	31.2
腎不全	死亡数	57	184	28,688
	人口10万対	21.9	24.2	23.4
自殺	死亡数	40	125	20,291
	人口10万対	15.4	16.4	16.5
大動脈瘤 及び解離	死亡数	31	106	19,351
	人口10万対	11.9	13.9	15.8
肝疾患	死亡数	28	83	18,017
	人口10万対	10.7	10.9	14.7
慢性閉塞性 肺疾患	死亡数	27	102	16,384
	人口10万対	10.4	13.4	13.3
糖尿病	死亡数	42	110	14,356
	人口10万対	16.1	14.5	11.7
その他	死亡数	803	2,363	358,383
	人口10万対	308.2	310.8	291.9

※ 県および市の諸率は福井市保健総務課にて算出した。((死亡数/人口)*100,000)

II 保健衛生部の機構

(令和5年4月1日現在)



保健衛生部の事務分掌

保健総務課

- (1) 救急医療に関する事。
- (2) 診療所に関する事。(越廼地区)
- (3) 聖苑に関する事。
- (4) 墓地、納骨堂等の経営の許可等に関する事。
- (5) 予防計画に関する事。
- (6) 部の他の課等の所管に属さない事。

(ワクチン接種推進室)

- (1) 新型コロナウイルスに係るワクチン接種に関する事。

福井市保健所

地域保健課

- (1) 保健所の管理及び運営に関する事。
- (2) 地域保健に係る統計等に関する事。
- (3) 医療機関(診療所等)に関する事。
- (4) 医療法第25条第1項に規定に基づく立入検査に関する事。
- (5) 保健衛生関係従事者の免許に関する事。
- (6) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する事。
- (7) 柔道整復師に関する事。
- (8) 衛生検査所に関する事。
- (9) 歯科技工所に関する事。
- (10) 骨髄バンク事業に関する事。
- (11) 前各号のほか、医事に関する事(他課の所管に属するものを除く)。
- (12) 医薬品、医療機器等に関する事。
- (13) 毒物及び劇物に関する事。
- (14) 前各号のほか、薬事に関する事(他課の所管に属するものを除く)。
- (15) 健康危機管理体制の整備に関する事。
- (16) 感染症対策に関する事。
- (17) 小児慢性特定疾病対策に関する事(日常生活用具給付事業を除く)。
- (18) 特定不妊治療費助成に関する事。
- (19) 難病の患者に対する医療等に関する事。
- (20) 精神保健福祉に関する事。
- (21) 特定給食施設等の栄養指導に関する事。
- (22) 栄養成分表示に関する事。
- (23) 国民健康・栄養調査に関する事。
- (24) 受動喫煙防止対策に関する事。

生活衛生課

- (1) 食品衛生に関する事。
- (2) と畜場に関する事。

- (3) 食鳥処理に関する事。
- (4) 食品表示（衛生事項）に関する事。
- (5) 調理師及び製菓衛生師の免許に関する事。
- (6) 狂犬病予防に関する事。
- (7) 動物の愛護及び管理に関する事。
- (8) 理容所、美容所、クリーニング所、旅館、公衆浴場及び興行場に関する事。
- (9) 家庭用品の規制に関する事。
- (10) 温泉の利用に関する事。
- (11) 建築物における衛生的環境の確保に関する事。
- (12) 化製場等に関する事。
- (13) 浄化槽の設置及び管理、保守点検業に関する事。

健康管理センター

- (1) 保健及び衛生の企画及び推進に関する事。
- (2) 健康づくり及び地区組織（保健衛生推進委員会）の推進に関する事。
- (3) 母子保健に関する事。
- (4) 成人保健に関する事。
- (5) 予防接種に関する事。
- (6) 健康管理センターシステムに関する事。
- (7) 健康管理センター等施設の管理に関する事。
- (8) 診療所及び国民健康保険診療所に関する事。
- (9) 民営簡易水道事業に関する事。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、保健行政に関する事。

保険年金課

- (1) 国民健康保険の資格の取得及び喪失に関する事。
- (2) 国民健康保険の医療給付に関する事。
- (3) 国民健康保険の第三者行為及び不当利得に係る請求に関する事。
- (4) 国民健康保険税の賦課等に関する事。
- (5) 国民健康保険の保健事業に関する事。
- (6) 国民健康保険の趣旨の普及に関する事。
- (7) 国民健康保険の状況報告及び補助金申請に関する事。
- (8) 国民健康保険運営協議会及び各種団体との連絡調整に関する事。
- (9) 後期高齢者医療の資格に関する届出及び申請の受付に関する事。
- (10) 後期高齢者医療の医療給付に関する届出及び申請の受付に関する事。
- (11) 後期高齢者医療保険料の徴収に関する事。
- (12) 後期高齢者医療の趣旨の普及に関する事。
- (13) 後期高齢者医療広域連合に関する事。
- (14) 国民年金の届出の審査及び進達事務に関する事。
- (15) 国民年金の趣旨の普及に関する事。

Ⅲ 保健総務課

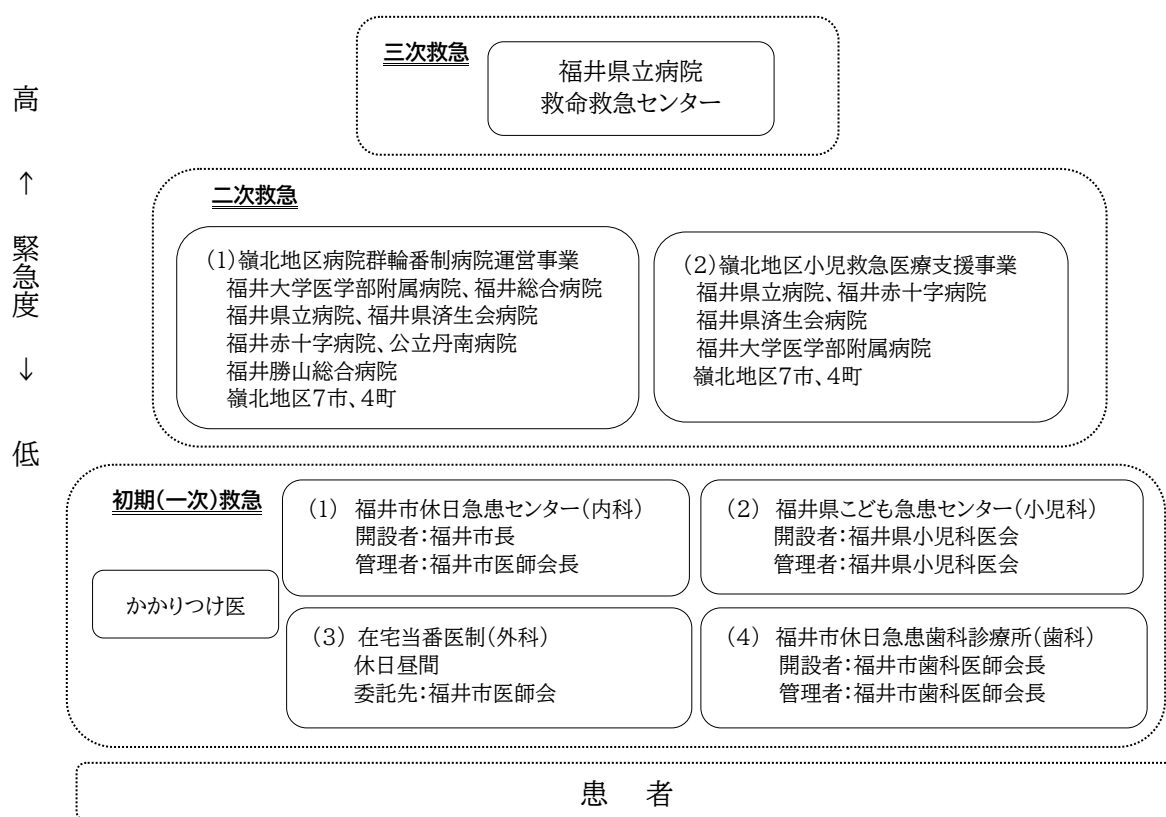
1 救急医療対策

1-1 救急医療体制

比較的軽症の救急患者に対する外来での初期（一次）救急医療を提供するため、市休日急患センター（内科）を運営するとともに、市休日急患歯科診療所および在宅当番医（外科）による医療体制を整備しています。また、県子ども急患センターの運営を支援しています。

重症患者に対する二次救急医療体制として、嶺北地区病院群輪番制病院の運営および嶺北地区小児救急医療の運営を支援しています。

<救急医療体系図（令和5年度）>



・福井市休日急患センター

所在地 福井市城東4丁目14-30 福井市健康管理センター東隣1階
診療科 内科
診療日 土曜日（19時～23時）
日曜・祝日・振替休日・年末年始（9時～18時（12月～2月は23時）まで）

・休日急患歯科診療所

所在地 福井市大願寺3丁目4-1 福井県歯科医師会館内
診療日 日曜・祝日・振替休日・お盆・年末年始（9時～17時（12時～13時を除く））

1-2 休日急患センター・休日歯科診療所利用状況

			平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
休日急患 センター	土曜日 19時～23時	日数(日)	49	50	50	51	50
		内科(人)	295	273	124	147	499
		小児科(人)※ ³	1,197	1,209	—	—	—
	休日※ ¹ 9時～23時	日数(日)	72	76	71	71	71
		内科(人)	2,563	2,812	1,115	1,623	5,365
		小児科(人)※ ³	7,188	7,672	—	—	—
	月～金曜日 19時～23時	日数(日)	244	240	—	—	—
		小児科(人)※ ³	2,401	2,539	—	—	—
	利用者合計			13,644	14,505	1,239	1,770
休日歯科 診療所	休日※ ² 9時～17時	歯科(人)	1,010	1,265	776	843	850

※1 日曜日・祝日・12月30日～1月3日、3月～11月の内科診療時間は9時～18時

※2 日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日

※3 令和2年度から、福井県こども急患センターが分離独立し、福井県小児科医会が直接運営することとなる。

1-3 休日急患センター利用者の主な疾病疾患

(人)

		平成30年度		令和元年度		2年度		3年度		4年度	
内科受診者数		2,858		3,085		1,239		1,770		5,864	
内 訳	呼吸器系疾患	1,231	(43.1)	1,526	(49.5)	545	(44.0)	806	(45.5)	1,050	(17.9)
	消化器系疾患	476	(16.6)	536	(17.4)	29	(2.3)	361	(20.4)	310	(5.3)
	皮膚・皮下組織疾患	94	(3.3)	142	(4.6)	92	(7.4)	101	(5.7)	90	(1.5)
	その他	1,057	(37.0)	881	(28.5)	573	(46.3)	502	(28.4)	4,414	(75.3)
小児科受診者数		10,786		11,420		—		—		—	
内 訳	呼吸器系疾患	5,242	(48.6)	5,783	(50.6)	—		—		—	
	消化器系疾患	2,053	(19.0)	1,913	(16.8)	—		—		—	
	皮膚・皮下組織疾患	758	(7.0)	842	(7.4)	—		—		—	
	その他の感染症	1,749	(16.2)	1,885	(16.5)	—		—		—	
	神経・感覚系疾患	428	(4.0)	428	(3.7)	—		—		—	
	その他	556	(5.2)	569	(5.0)	—		—		—	

1-4 土曜夜間・休日昼間在宅当番医療機関利用状況

(人)

		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
土曜日(夜間)	外科 ^{※1}	131	—	—	—	—
休日(昼間)	外科	917	1,201	971	938	1,058
	内科 ^{※2}	863	—	—	—	—
	小計	1,780	1,201	971	938	1,058
利用者合計		1,911	1,201	971	938	1,058

※1 外科の土曜日(夜間)は、市医師会から受診者数の減少と土曜日午後の開設医療機関が多数存在することから、廃止の要望が出されたため、平成30年度末をもって廃止することとなった。

※2 内科の休日(昼間)は、平成31年4月1日の福井市医師会と福井第一医師会との合併に伴い、在宅当番医制を平成30年度末で終了し、休日急患センター(内科)で一体的に対応することとなった。

2 地域医療対策

2-1 医療関係団体との連携

地域医療を支える市医師会、市歯科医師会との連携と保健事業等に関する協議を行うとともに、健康づくり啓発事業等への活動補助を実施しています。

2-2 診療所(越廼地区)への支援

越廼地区は福井市の南西に位置し、東西1.8km、南北8.1kmと細長く、総面積は15.31k㎡であり、約8割が林野で占められています。人口は998人で、65歳以上の高齢化率は51.52%となっており、少子高齢化が顕著な地区です。(令和5年4月1日現在)

地域医療の安定した確保のため、越廼地区の診療所への運営支援を行っています。

・越廼診療所

名称 こしの医院
 所在地 福井市蒲生町1-91-1
 診療科 内科、外科、リハビリテーション科、泌尿器科
 診療時間 9時～18時30分(休診日：木曜、土曜16時以降、日曜)
 開設者 医療法人佑向会 理事長 高橋 雅彦

・越廼歯科診療所

所在地 福井市茶崎町1-68(越廼住民センター2階)
 診療時間 木曜日 14時～18時
 開設者 おおのや歯科医院 院長 大野屋 雅寛

3 衛生業務

3-1 聖苑の管理運営

墓地埋葬等に関する法律に基づき、公衆衛生その他公共の福祉の見地から支障なく火葬業務等を行っています。

聖苑の利用状況

		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
市内	満12歳以上（人）	2,869	2,843	2,941	3,067	3,341
	満1歳以上12歳未満（人）	3	4	3	5	0
	満1歳未満・死胎児（人）	53	53	50	40	49
	身体の一部・産汚物含む（件）	7	13	14	19	30
	霊安室	8	7	11	17	18
	式場（件）	105	93	99	99	83
	待合室 和（件）	417	483	460	460	499
	待合室 洋（件）	212	160	122	143	118
市外	満12歳以上（人）	184	194	216	264	262
	満1歳以上12歳未満（人）	0	0	1	0	0
	満1歳未満・死胎児（人）	13	16	11	8	6
	身体の一部・産汚物含む（件）	10	14	9	11	14
	霊安室	0	1	3	3	0
	式場（件）	3	0	2	2	3
	待合室 和（件）	42	39	42	48	50
	待合室 洋（件）	15	24	10	8	14
合計	満12歳以上（人）	3,053	3,037	3,157	3,331	3,603
	満1歳以上12歳未満（人）	3	4	4	5	0
	満1歳未満・死胎児（人）	66	69	61	48	55
	身体の一部・産汚物含む（件）	17	27	23	30	44
	霊安室	8	8	14	20	18
	式場（件）	108	93	101	101	86
	待合室 和（件）	459	522	502	508	549
	待合室 洋（件）	227	184	132	151	132

3-2 墓地等の経営許可等

墓地、納骨堂等の経営の許可等を行っています。

墓地経営に係る申請状況

	墓地			納骨堂			火葬場		
	新規	変更	廃止	新規	変更	廃止	新規	変更	廃止
令和元年度	1	0	0	0	0	0	0	0	0
2年度	0	0	0	0	0	0	0	0	1
3年度	1	1	0	0	1	0	0	0	0
4年度	1	1	0	1	0	0	0	0	2

墓地、納骨堂及び火葬場の件数

経営主体	墓地	納骨堂	火葬場
地方公共団体	4件	0件	1件
公益法人	0件	0件	0件
宗教法人	130件	46件	2件
地縁による団体	284件	2件	179件
合計	418件	48件	182件

3-3 墓地埋葬法第9条に規定する死亡人に関する取扱い

「墓地、埋葬等に関する法律」第9条第1項において、「死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない」と規定されていることから、当該死亡人が発生した場合の葬祭執行に係る取扱いを行っています。

業務内容

- (1) 病院、警察等関係機関との対応
- (2) 当該死亡人に係る親族の調査及び連絡
- (3) 火葬執行人が不在の場合、死体の火葬の実施

福井市火葬執行状況

令和元年度	4件
2年度	13件
3年度	12件
4年度	24件

IV ワクチン接種推進室

1 新型コロナウイルスワクチンの接種推進

予防接種法に基づき、厚生労働大臣の指示により特例臨時接種として新型コロナウイルスワクチン接種を実施しています。

(1) 接種体制

1-1-1 個別接種(市医師会加盟医療機関協力)

市医師会の協力のもと、市内各医療機関において接種を実施

【協力医療機関（令和4年度）】 149医療機関(うち17医療機関は小児接種実施)

1-1-2 集団接種(市医師会等委託)

市医師会等の協力のもと、市体育館サブアリーナ及び防災センターで接種を実施

【集団接種体制】

- ・曜日・時間 : 土曜日 14時～17時、日曜日 9時～12時、木曜日 16時～19時
- ・会場・実施月 : 市体育館サブアリーナ（6、7、9～3月） 接種枠 最大400人
防災センター（8、9月） 接種枠 最大150人
- ・実施回数 : 土曜日43回、日曜日19回、木曜日5回
- ・使用ワクチン : ファイザー1価、ファイザー2価、モデルナ2価

1-1-3 地区接種

隣接する地区に接種可能な医療機関がない地域の接種機会を確保

【地区接種体制】

- ・越前海岸地域（棗、鷹巣、国見、一光）
 - ・バス送迎による協力医療機関での接種を実施（2日間）
- ・殿下地区
 - ・地区内施設において接種を実施（1日間）
- ・美山地区
 - ・美山公民館各分館において接種を実施（2日間）

1-1-4 高齢者施設等

高齢者施設等の入所者及び従事者に対し巡回接種を実施

【接種体制】

- ・高齢者施設
 - ・高齢者施設の入所者及び従事者に対し巡回接種を実施
 - ・接種券を取りまとめて施設に配布するなど、円滑な接種実施をサポート
実施施設：104施設（通所施設を含む）
接種者数：（入所者）約4,200人（従事者）約2,800人
- ・障がい者施設
 - ・障がい者施設の入所者及び従事者に対し巡回接種を実施
 - ・高齢者施設と同様、サポートを行いながら接種を実施
実施施設：6施設
接種者数：（入所者）約400人（従事者）約100人
- ・障害のある方の機会確保
 - ・接種券送付用の封筒に点字シールを貼付し、内容を確認できるように配慮

- ・視覚障がい、聴覚障がいのある方の接種を支援団体等と協力して実施

(2) 接種率向上対策

1-2-1 「ワクチンシナイト」(金曜夜間集団接種)の実施(市医師会等委託)

主に働く世代の接種機会を増やすため、金曜日の夜間に集団接種を実施

【実施概要】

- ・曜日・時間 : 金曜日 19時～20時30分
- ・会場・実施月 : 市体育館サブアリーナ (5～7、11、12月) 接種枠 最大250人
- ・実施回数 : 16回
- ・使用ワクチン : ファイザー1価、ファイザー2価

1-2-2 まちなかdeワクチン*(まちなか集団接種)の実施(市医師会等委託)

若い世代が買い物等のついで接種できるよう、まちなかで集団接種を実施

【実施概要】

- ・曜日・時間 : 土曜日 14時～17時
- ・会場・実施月 : 西武福井店 (5月)、ハピテラス (5月) 接種枠 最大100人
- ・実施回数 : 2回
- ・使用ワクチン : ファイザー1価

1-2-3 予約なし接種の実施(市医師会等委託)

予定が立てにくい方のために、予約なし接種を実施

【実施概要】

- ・実施回数 : 12回

1-2-4 ノババックスワクチンによる集団接種の実施(市医師会等委託)

副反応が心配な方のために、ノババックスワクチンを使用した集団接種を実施

【実施概要】

- ・曜日・時間 : 日曜日 9時～12時
- ・会場・実施月 : 市体育館サブアリーナ (6月) 接種枠 最大400人
- ・実施回数 : 2回

(3) オミクロン株対応ワクチン接種率 (令和5年3月末)

年代	福井市					
	3回目接種	4回目接種	5回目接種	全体		
	接種者数	接種者数	接種者数	接種者数	接種率	(参考) 全人口
12～19歳	1,341人	4,100人	15人	5,456人	28.1%	19,391人
20～29歳	1,015人	4,047人	1,125人	6,187人	25.3%	24,477人
30～39歳	858人	5,297人	1,538人	7,693人	27.4%	28,108人
40～49歳	908人	9,216人	2,619人	12,743人	35.8%	35,631人
50～59歳	628人	13,541人	3,820人	17,989人	52.6%	34,197人
60～64歳	138人	3,951人	6,017人	10,106人	63.7%	15,864人
65歳以上	350人	7,571人	49,953人	57,874人	75.9%	76,270人
全体	5,238人	47,723人	65,087人	118,048人	50.5%	233,938人

V 福井市保健所 地域保健課

1 保健所業務運営

1-1 福井市保健所運営協議会

保健、医療、福祉、衛生に係る施策を地域住民の意向に沿って推進するために、保健所の運営に関する事項を審議する「運営協議会」を設置しています。

開催状況

開催日	令和5年2月2日
議 事	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度福井市保健所の主な事業について ・その他（新型コロナウイルス感染症にかかる対応について（報告））

委員名簿

（令和4年8月1日現在）

区 分	氏 名	所属・役職名
医療関係団体	柏原 謙悟	福井市医師会会長
〃	岡田 正二郎	福井市歯科医師会会長
〃	上原 敏	福井市薬剤師会会長
〃	高木 平光	福井県獣医師会会長
〃	長谷川 まゆみ	福井県看護協会専務理事
学校関係	勝木 孝一	福井市学校保健会副会長
社会福祉関係団体	大島 友治	福井市民生児童委員協議会連合会会長
事業場	北野 憲太郎	福井食品衛生協会会長
学識経験者	平工 雄介	福井大学医学系部門医学領域環境保健学教授
市 民	佐々木 恵美子	福井市食生活改善推進員連絡協議会会長
行 政	宮下 桂子	福井県福井健康福祉センター所長

（任期：令和3年8月1日～令和5年7月31日）

1-2 厚生労働統計調査

保健衛生行政のための基礎資料とするため、国（厚生労働省）の委託により調査を実施しています。

調査一覧

	調査内容	調査時期	令和元年度	2年度	3年度	4年度
①	保健統計調査 （衛生行政報告例・健康増進事業報告・病院報告）	定例 （月報、年報）	○	○	○	○
②	三師統計 （医師・歯科医師・薬剤師調査、医療業務従事者届）	隔年		○		○

③	人口動態調査	毎月	○	○	○	○
④	国民生活基礎調査	毎年 (3年周期で大規模調査)	○ (大規模)	○	○	○ (大規模)
⑤	医療施設調査 (動態調査、静態調査)	毎月：動態調査 3年周期：静態調査	○	○ (静態)	○	○
⑥	社会保障・人口問題基本調査 (出生動向・人口移動・生活と支え合い・家庭動向・世帯動態)	毎年 (5種類の調査を順番に)	○	○	○	○
⑦	患者調査	3年周期		○		
⑧	受療行動調査	3年周期		○		

1-3 医療従事者等の免許申請

各種免許について円滑な交付・変更手続きが行えるよう、市保健所において申請受付を行っています。

申請受付数（新規・書換・訂正・再交付・抹消）

（件）

免許種別		令和元年度	2年度	3年度	4年度
医務関係	医師	43	60	44	43
	歯科医師	5	2	3	5
	薬剤師	32	30	9	31
	保健師	35	37	26	46
	看護師	198	183	112	185
	助産師	11	12	6	7
	臨床検査技師	11	9	9	11
	診療放射線技師	5	8	3	13
	理学療法士	13	25	5	23
	作業療法士	12	18	15	11
	視能訓練士	1	3	0	2
	衛生検査技師	0	0	0	0
	准看護師	9	7	9	18
	計	375	394	241	395
栄養士関係	管理栄養士	62	45	45	57
	栄養士	36	37	42	21
	計	98	82	87	78
計		473	476	328	473

2 医事

2-1 医療施設の状況

診療所、歯科診療所または助産所の開設や構造設備（診察室、給食施設等）、診療科目等を変更する場合には、「医療法」に基づく許可または届出が必要となります。

申請・届出件数

(件)

	令和元年度			2年度			3年度			4年度			
	一般診療所	歯科診療所	合計	一般診療所	歯科診療所	合計	一般診療所	歯科診療所	合計	一般診療所	歯科診療所	合計	
施設数 (年度末)	263	139	402	267	140	407	268	137	405	265	137	402	
届出数	開設許可	9	2	11	7	1	8	11	5	16	15	4	19
	開設届	13	7	20	14	5	19	8	4	12	22	7	29
	使用許可	9	0	9	0	0	0	1	0	1	7	0	7
	変更許可	9	5	14	12	0	12	3	0	3	8	1	9
	変更届	58	13	71	47	19	66	42	12	54	46	10	56
	廃止休止再開届	10	5	15	13	4	17	15	7	22	27	11	38
	その他	64	47	111	60	16	76	66	38	104	101	47	148
	合計	172	79	251	153	45	198	146	66	212	226	80	306

2-2 医療安全相談

医療に関する悩みや心配事について、公平・中立な立場で相談を伺い、医療機関とよりよい信頼関係が築けるよう福井市医療安全相談窓口を設置しています。

相談件数

(件)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
相談件数	9	20	22	17

2-3 施術所

施術所を開設する場合や構造設備等を変更する場合には、「柔道整復師法」または「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律」（あはき法）に基づく届出が必要となります。

届出件数（滞在業務は除く）

(件)

	令和元年度		2年度		3年度		4年度		
	柔道整復師法	あはき法	柔道整復師法	あはき法	柔道整復師法	あはき法	柔道整復師法	あはき法	
施設数（年度末）	116	194	118	190	117	192	118	189	
届出数	開設届	4	7	6	7	4	5	5	1
	変更届	7	7	10	11	11	12	7	10
	廃止届	4	2	3	2	6	4	4	2

2-4 医療従事者数

国内に居住する医師・歯科医師・薬剤師及び業務に従事する看護職・歯科衛生士・歯科技工士は、2年に一度、12月31日現在における氏名や住所地、就業地を、翌年1月15日までに届け出ることが義務付けられています。市ではそれらの届出を受理し、審査・集計を行っています。

医師・歯科医師・薬剤師数 (令和2年12月31日現在)(人)

	医師		歯科医師		薬剤師	
	実数	人口10万人対	実数	人口10万人対	実数	人口10万人対
福井市	997	380.1	216	82.3	680	259.2
福井県	2,074	270.5	465	60.6	1,489	194.2
全 国	339,623	269.2	107,443	85.2	321,982	255.2

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計」

看護職・歯科衛生・歯科技工士就業数 (令和2年12月31日現在)(人)

	保健師	助産師	看護師	准看護師	歯科衛生士	歯科技工士
福井市	158	140	4,522	918	334	103
福井県	485	255	9,216	2,544	749	249
全 国	55,595	37,940	1,280,911	284,589	142,760	34,826

出典：厚生労働省「衛生行政報告例」・「業務従事者届」

2-5 骨髄等提供ドナー支援制度

骨髄等の提供の促進に寄与することを目的として、ドナーやドナーが勤務する事業所に対し助成金を交付しています。

助成金交付件数 (令和2年度から開始) (件)

	令和2年度	3年度	4年度
ドナー	4	5	1
事業所	1	1	1

3 病院・診療所への立入検査

3-1 医療施設の立入検査の状況

「医療法」第25条第1項の規定に基づき、科学的で、かつ、適正な医療を行う場にふさわしいものとするを目的として、病院、診療所が定められた人員、構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているか否かについて立入検査を実施しています。

立入施設数

施設区分	実施頻度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
病院	1回/年	27	27	27	27
有床診療所	1回/3年	9	0	0	0
無床診療所	1回/5年	32	0	0	0
歯科診療所		30	0	0	0
合計		98	27	27	27

※ 令和2～4年度については、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ立入検査は病院のみを対象とし、原則として書面審査にて実施。診療所への立入検査は延期。

4 薬事

4-1 薬事関係施設の状況

薬局の開設、医薬品や医療機器等の販売をする場合には、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき、許可・届出が必要となります。

市内の施設に対し、開設時などの通常監視指導のほか、医薬品等一斉監視指導、医療機器等一斉監視指導の各強化期間に監視指導を実施しています。薬局開設者等に対しては、医薬品等の品質管理や適切な情報提供、薬剤師等の配置などについて指導しています。また、医療機器販売業者に対しては、販売管理体制などについて指導しています。

薬事関係施設数および監視数

			令和元年度		2年度		3年度		4年度	
			施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)	施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)	施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)	施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)
医薬品	薬局	総数	118	47	117	31	122	38	122	23
		薬局製造販売 医薬品製造業	9	2	8	0	7	3	7	1
		薬局製造販売医 薬品製造販売業	9	2	8	0	7	3	7	1
	店舗販売業	79	42	76	20	85	43	87	18	
医療機器	販売 貸与業	高度管理 医療機器	101	24	104	19	112	16	115	41
		管理医療 機器	322	10	321	12	328	2	328	0

販売業のみ	高度管理医療機器	112	27	117	21	116	26	112	30
	管理医療機器	384	12	387	6	399	2	428	1
貸与業のみ	高度管理医療機器	0	0	0	0	0	0	0	0
	管理医療機器	1	0	1	0	1	0	1	0
合計		1,136	166	1,139	109	1,177	133	1,207	115

4-2 毒物劇物関係施設の状況

毒物または劇物を販売する場合には、「毒物及び劇物取締法」に基づく登録・届出が必要となります。また、特定の業種については、毒物または劇物を業務上取扱うことについても届出が必要となります。

市内の施設に対し、毒物・劇物の流失等の事故防止や盗難防止を図るため、保健衛生上の見地から、適切な管理に必要な監視指導を行っています。

毒物劇物関係施設数および監視数

		令和元年度		2年度		3年度		4年度	
		施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)	施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)	施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)	施設数 (年度末)	監視数 (延べ数)
毒物 劇物 販売業	一般	165	21	164	12	163	25	160	36
	農業用品目	21	2	19	2	19	2	17	1
	特定品目	10	2	9	0	10	0	10	6
業務上 取扱者	電気メッキ業	4	0	4	0	4	0	4	0
	金属熱処理業	0	0	0	0	0	0	0	0
	運送業	3	0	3	0	3	0	3	0
合計		203	25	199	14	199	27	194	43

5 感染症対策

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、「感染症法」という。）に基づき、医師や獣医師、指定医療機関からの発生届出を受理し、感染症のまん延防止のために迅速かつ的確に対応するほか、患者に対する適切な医療の提供を図ります。また、正しい知識の普及啓発や検査・相談、感染症発生動向調査などにより、感染症の発生予防及びまん延防止に努めています。

(1) 感染症対策

5-1-1 感染症発生届出状況

「感染症法」に基づく発生届出があった際は、必要に応じ、感染経路を究明し、感染拡大防止のため、感染源との接触状況や発症までの行動等を迅速に調査します。なお、1類から3類感染症及び新型インフルエンザ等感染症については、就業制限や行政検査として接触者の健康診断等を実施します。

感染症発生届出状況（各年1月1日～12月31日） (件)

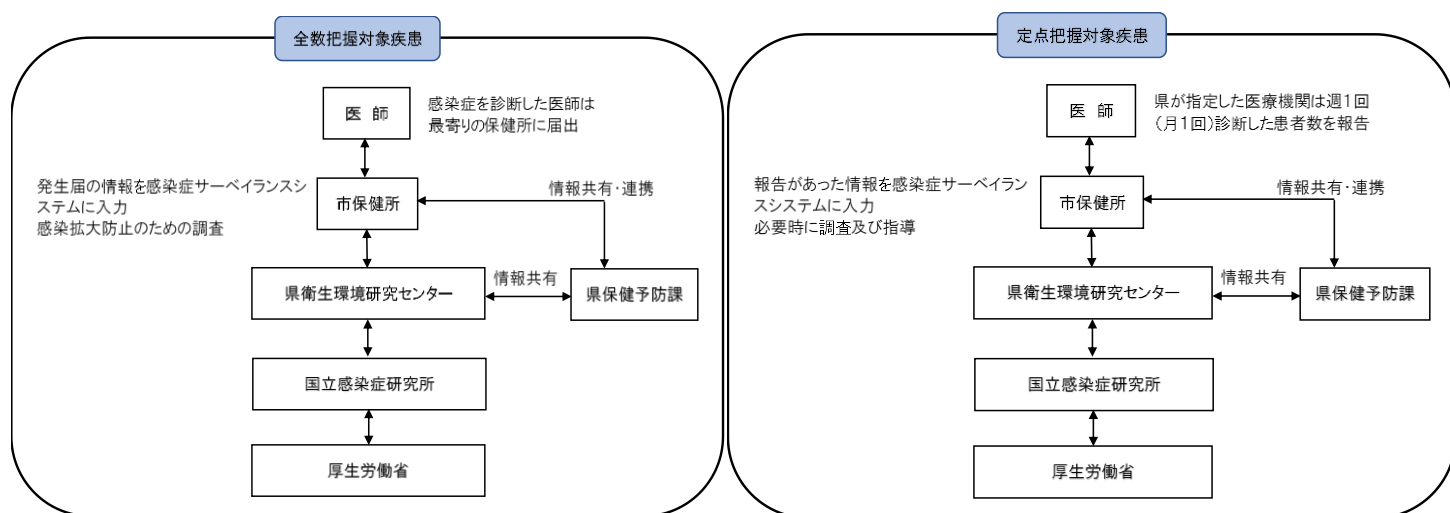
感染症発生届出疾患 ^{※1}		令和元年	2年	3年	4年
1類		0	0	0	0
2類	結核	43	27 ^{※2}	25 ^{※3}	16 ^{※4}
3類	腸管出血性大腸菌感染症	9	7	7	5
4類	E型肝炎	3	2	1	2
	つつが虫病	0	1	0	0
	日本紅斑熱	0	0	1	0
	レジオネラ症	4	9	5	5
5類	アメーバ赤痢	0	1	0	0
	ウイルス性肝炎	1	1	0	1
	カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症	8	9	0	2
	急性脳炎	3	1	1	0
	クロイツフェルト・ヤコブ病	0	1	1	0
	劇症型溶血性レンサ球菌感染症	4	1	1	3
	侵襲性インフルエンザ菌感染症	1	1	0	1
	侵襲性肺炎球菌感染症	9	7	5	8
	水痘（入院例）	3	2	1	0
	梅毒	7	9	18	44
百日咳	36	3	0	0	
新型インフルエンザ等感染症	新型コロナウイルス感染症	0	186	1,041	40,453

- ※1 感染症は、症状の重さや病原体の感染力の強さなどにより、1類～5類までの5種類に分類されている。新型コロナウイルス感染症については、9月25日までの届出数。（全数届出の見直しのため、9月26日以降市町村ごとの発生数は把握できなくなった）
- ※2 結核の発生届出はあったが、治療の経過等から他の疾患であると判明した2件を含む。
- ※3 結核の発生届出はあったが、治療の経過等から他の疾患であると判明した1件を含む。
- ※4 結核の発生届出はあったが、治療の経過等から他の疾患であると判明した1件を含む。

5-1-2 感染症発生動向調査

「感染症法」に基づき、あらかじめ法律で定められた感染症について診断した医師からの報告をもとに感染症の発生状況を把握・分析し情報提供することにより、感染症の発生及びまん延を防止するものです。

1類感染症から4類感染症と、5類感染症のうち全数把握対象疾患^{※1}については全ての医療機関から発生情報を収集し、5類感染症のうち定点把握対象疾患^{※2}については県が指定した医療機関から発生情報を収集しています。なお、福井県衛生環境研究センターが県下全域の結果を分析・公表し、市では市内の医療機関や庁内の関係所属等へ情報提供をしています。



※1 定点把握対象疾患を除いた24疾患。

※2 小児科定点(10疾患)、基幹定点(8疾患)、性感染症定点(4疾患)、眼科定点(2疾患)、インフルエンザ定点(1疾患)の計25疾患。

5-1-3 感染症に関する普及啓発研修会

結核及びその他の感染症に関する研修会を通じて、正しい知識の普及を図り感染症の発生予防及び拡大防止に努めています。

実施状況

(人)

開催日	対象者	内容	参加者数
令和4年11月25日	障がい者施設職員	新型コロナウイルス感染症について	37

5-1-4 感染症診査協議会

感染症の診査に関する協議会を設置し、症状が急性で、迅速かつ的確な対応が必要とされる1類感染症、2類感染症等の患者の入院及び医療費公費負担の必要性について、学問的、専門的及び法律的観点から診査します。

市では、福井県感染症診査協議会の結核部会委員7名に福井市感染症診査協議会委員を委嘱し、県と合同で協議会を開催しています。

診査件数

(件)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
入院勧告	72	807	2,367	4,824
公費負担	65	39	42	26

(2)結核対策

5-2-1 結核登録状況

結核と診断した医師から保健所へ結核発生届出があった際は、患者として登録し、服薬支援の他、医療費の公費負担、治療終了後の再発の有無の確認等、患者の管理を行い、結核のまん延防止を図ります。

新登録患者数（各年1月1日～12月31日）

(人)

内 訳		令和元年	2年	3年	4年	
活動性 結核	総数	32	21	19	7	
	肺結核 活動性	総数	20	13	16	3
		喀痰塗 抹陽性	4	6	6	2
		初回治療	1	2	0	0
		再治療	11	5	7	0
	その他の結核菌陽性	4	0	3	1	
菌陰性・その他	12	8	3	4		
肺外結核		12	8	3	4	
潜在性結核感染症		11	4	5	8	

新登録患者病類別年齢別（各年1月1日～12月31日）

(人)

年次 年代	令和2年				3年				4年			
	活動性結核			潜在性 結核 感染症	活動性結核			潜在性 結核 感染症	活動性結核			潜在性 結核 感染症
	肺結核	肺外 結核	合計		肺結核	肺外 結核	合計		肺結核	肺外 結核	合計	
0～9歳	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1
10歳代	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0
20歳代	1	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1
30歳代	0	0	0	1	1	0	1	1	0	0	0	0
40歳代	0	0	0	2	2	0	2	0	0	0	0	1
50歳代	0	1	1	0	1	0	1	0	0	0	0	1
60歳代	1	1	2	1	1	0	1	0	1	0	1	2
70歳代	4	2	6	0	5	2	7	3	2	2	4	1
80歳代	5	4	9	0	2	1	3	0	0	1	1	1
90歳以上	1	0	1	0	2	0	2	0	0	1	1	0
合 計	13	8	21	4	16	3	19	5	3	4	7	8

5-2-2 接触者の健康診断

結核患者の接触者に対して健康診断を行い、感染者及び発病者を発見し治療につなげます。

実施状況

(人)

		令和元年度	2年度	3年度	4年度
対象者数		147	78	119	58
受診者数		147	78	109	58
受診率 (%)		100	100	91.6	100
受診会場	保健所	109	57	87	30
	医療機関	38	21	22	28
検査項目	胸部 X - P	28	16	17	14
	喀痰検査	4	2	6	2
	ツ反	11	5	6	2
	IGRA 検査	120	62	3	44
診察	初診	13	3	9	2
	再診	7	13	7	5

5-2-3 結核患者の管理検診

治療終了者に対して、再発の起こりやすい治療終了後2年間は6か月に1回、胸部レントゲン検査等の検診を行い、再発の早期発見を図ります。

実施状況

(人)

		令和元年度	2年度	3年度	4年度
対象者数 (延人数)		106	86	47	27
受診者数 (延人数)		104	82	31	27
受診率 (%)		98.1	95.3	66	100
検査項目	喀痰	2	3	1	1
	X 線検査	104	82	31	26
診察	初診	8	5	4	1
	再診	11	8	3	1

5-2-4 地域DOTSによる支援(直接服薬確認療法※)

結核のまん延防止及び多剤耐性結核の発生防止を目的として、結核患者が確実に抗結核薬を服用できるよう訪問等による服薬支援を行います。

※ 患者が処方された薬剤を服用するところを直接確認し、患者が治癒するまでその経過を確認すること。

実施状況

(件)

		令和元年度	2年度	3年度	4年度
実件数		35	23	16	20
延件数		232	112	81	85

5-2-5 結核定期健康診断

学校、医療機関、社会福祉施設等は、結核の定期健康診断を行い、その所在地を管轄する保健所に受診者数等を報告することが義務付けられています。結核の罹患率が高い高齢者等や、結核を発病すると周囲に感染させるおそれのある業務の従事者等に対し健康診断を実施することにより、結核を早期に発見し、集団感染を防ぐことを目的としています。

また、結核の定期健康診断の実施を促すため、私立学校、社会福祉施設に対し健康診断費用の3分の2を補助しています。

実施状況

(人)

	令和2年度					3年度					4年度				
	間接撮影者数	直接撮影者数	喀痰	被発見者数		間接撮影者数	直接撮影者数	喀痰	被発見者数		間接撮影者数	直接撮影者数	喀痰	被発見者数	
				結核患者	結核の恐れがある者				結核患者	結核の恐れがある者				結核患者	結核の恐れがある者
事業者※	2,151	11,266	0	0	0	1,293	9,601	56	0	0	1,655	11,080	1	0	0
学校	2,664	2,797	0	0	0	2,297	2,922	0	0	0	3,250	1,069	0	0	0
社会福祉施設	792	1,352	8	0	0	549	1,224	13	0	0	461	1,524	1	0	0
住民健診	7,630	0	0	0	0	8,283	0	0	0	0	8,600	0	0	0	0
合計	13,237	15,415	8	0	0	12,422	13,747	69	0	0	13,966	13,673	2	0	0

※ 学校、医療機関、社会福祉施設等において業務に従事する者。

5-2-6 結核予防普及啓発

結核の発生予防及びまん延防止を図るため、結核に関する正しい知識の普及啓発に努めています。

実施状況

(人)

開催日	対象者	内容	参加者数
随時	外国人	転入届出時のチラシ配布	—
通年	高齢者施設管理者	結核の早期発見・早期治療を目的としたチラシ配布	13施設

※ その他、研修会等については新型コロナウイルス感染症の拡大により未実施。

(3) エイズ対策

5-3-1 HIV抗体検査・エイズ相談

通常検査、迅速検査、夜間検査のほか、検査普及週間及び世界エイズデーに合わせた休日検査を実施しています。また、電話相談を随時実施しています。

検査及び相談実施状況

		令和元年度		2年度		3年度		4年度	
		回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
検査 件数	通常検査	8	32	0	0	0	0	0	0
	迅速検査	10	85	7	27	8	25	5	17
	夜間検査	9	56	0	0	2	4	0	0
	合計	27	173	7	27	10	29	5	17
相談件数		343		89		81		61	

※ 令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大により検査を縮小。

H I V抗体検査数内訳（性別、年齢階層別）

(人)

		令和元年度	2年度	3年度	4年度
19歳以下	男	3	0	0	0
	女	3	0	0	0
20～29歳	男	28	6	5	2
	女	34	6	5	3
30～39歳	男	33	5	8	3
	女	15	2	3	2
40～49歳	男	26	2	3	1
	女	8	0	1	1
50～59歳	男	12	5	3	3
	女	1	1	1	0
60～69歳	男	6	0	0	2
	女	1	0	0	0
70歳以上	男	2	0	0	0
	女	1	0	0	0
合計		173	27	29	17

5-3-2 普及啓発

H I V抗体検査について、必要な人が受検できるよう周知を図ります。

- ・ ホームページ
- ・ エイズ関連情報サイトへの掲載（H I V検査・相談マップ、エイズ予防情報ネット）
- ・ 医療機関及び公共機関等でのポスター掲示及びチラシ・カードの設置
- ・ SNS（ツイッター及びフェイスブック）
- ・ 市政広報（6月及び12月休日イベント検査）

※ 令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の拡大により未実施

- ・ 街頭キャンペーン（11月）

※ 令和2年度以降は新型コロナウイルス感染症の拡大により未実施

(4)肝炎対策

肝炎ウイルスの感染者を早期に発見するため、保健所及び医療機関において肝炎ウイルス検査を実施するとともに、相談や陽性者フォローアップにより早期治療につなげ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ります。

5-4-1 肝炎ウイルス検査及び相談

市内医療機関のほか、市保健所のH I V抗体検査実施日に合わせて、B型・C型肝炎ウイルス検査を実施しています。また、電話相談を随時実施しています。

検査・相談実施状況

(人)

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	
検査 件数	医療 機関	B型のみ	0	4	1	0
		C型のみ	1	0	0	0
		B型及びC型	72	93	157	127
	保健所	B型のみ	1	0	0	0
		C型のみ	0	0	0	0
		B型及びC型	109	13	8	8
相談 件数	B型	360	154	220	237	
	C型	178	36	73	18	

※ 令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の拡大により検査を縮小。

5-4-2 陽性者フォローアップ

肝炎ウイルス検査の他、健康増進事業における肝炎ウイルス検診等により、B型又はC型肝炎ウイルスに感染していることが判明し、保健所からの確認に同意をした方を対象に、調査票を郵送し医療機関の受診状況や診療状況を確認します。

検査・相談実施状況

(人)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
フォローアップ実施者数	12	10	4	4

5-4-3 肝炎治療医療費助成及び肝がん・重度肝硬変研究促進事業申請事務

B型及びC型肝炎医療費助成事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業、初回精密検査及び定期検査費用の助成について申請窓口を設置し、県への進達事務を行っています。

申請件数 (件)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
インターフェロンフリー治療	54	22	21	15
核酸アナログ製剤治療	12	10	9	10
核酸アナログ製剤治療（更新）	216	103	225	212
初回精密検査	11	10	5	6
定期検査	5	4	0	6
肝がん・重度肝硬変	2	4	8	8
肝がん・重度肝硬変（更新）	0	1	0	6

※ 核酸アナログ製剤治療（更新）は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和2年3月1日から令和3年2月28日までの間に有効期間が満了する方について、有効期間を1年間延長する措置が取られたことから、申請数が減少している。

(5) 風しん対策

風しんの予防接種が必要である者を効率的に抽出する風しん抗体検査を、妊娠を希望する女性やその配偶者等に対して実施することで、妊婦が風しんに感染すると胎児に先天性の障がいが生じる先天性風しん症候群の発生を予防し、風しんの感染予防及びまん延防止を図っています。

風しん抗体検査実施状況

(人)

	令和元年度			2年度			3年度			4年度		
	受検者数	低抗体価数	予防接種者数	受検者数	低抗体価数	予防接種者数	受検者数	低抗体価数	予防接種者数	受検者数	低抗体価数	予防接種者数
妊娠を希望する女性	210	97	52	257	102	46	265	129	41	169	79	27
妊娠を希望する女性の配偶者等の同居家族	99	37	25	62	24	20	50	23	15	41	20	16
風しんの抗体価が低い妊婦の配偶者等の同居家族	17	4	4	11	2	2	9	4	2	6	3	1
合計	326	138	81	330	128	68	324	156	58	216	102	44

(6) 新型コロナウイルス感染症対策

積極的疫学調査による濃厚接触者の早期特定、接触者を含め対象者を広く捉えたPCR検査の実施等により、感染者の早期発見に努め、感染拡大防止及び重症化防止を図りました。

また、施設等で感染拡大が発生した場合には、ゾーニングや感染防護措置等の指導を行うとともに、必要に応じ行政検査を行い、感染拡大防止を図ります。

5-6-1 積極的疫学調査

患者本人の発症前から診断までの臨床症状や行動に関する情報を収集し、感染源・感染経路の推定及び濃厚接触者の特定を行い、対応することで感染拡大を防止しました。

(件)

令和元年度	2年度	3年度	4年度
13	257	8,417	30,219

5-6-2 行政検査

濃厚接触者等に対し行政検査を実施することで、感染拡大防止を図ります。

行政検査実施状況※

(件)

令和元年度	2年度	3年度	4年度
174	6,608	11,131	13,891

※ 保健所が実施した行政検査分

6 健康危機管理体制の整備

「地域において発生しうる健康危機について、迅速かつ適切な対応が図れるよう、感染症や災害発生時における対応手順書の作成、訓練や人材の育成、必要な機器及び機材の配備等を行い、健康危機管理体制の整備を図っています。

項目	内容
対応手順書	令和5年度に予防計画、健康危機対処計画策定予定
訓練	新型コロナ対応のため訓練は未実施
機器及び機材の配備	令和元年度に配備済み (令和元年配備品・・・感染症患者移送車、車いす型アイソレーター、災害用ヘルメット等)

7 母子保健

(1) 小児慢性特定疾病児童支援

小児慢性特定疾病とは、18歳未満（引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満）の者が、その疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とし、生命に危険が及ぶおそれがあるもので療養のために多額の費用を要するものとして厚生労働大臣が定める疾病です。

7-1-1 小児慢性特定疾病医療費助成事業

「児童福祉法」に基づき、小児慢性特定疾病にかかっている児童等の健全育成の観点から、疾患の治療方法の確立と普及、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、治療に要した医療費の自己負担分の一部を助成しています。医療費支給認定時の診断書は指定医が作成し、医療費助成の対象となる医療は指定医療機関が提供します。

なお、指定医及び指定医療機関は、申請に基づき市が指定します。

小児慢性特定疾病医療費支給認定状況 (人)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
認定数	227	244	215	199

指定小児慢性特定疾病医療機関 (施設数)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
病院・診療所	52	49	49	49
歯科	8	8	8	8
薬局	103	98	105	109
訪問看護ステーション	26	23	24	24

小児慢性特定疾病指定医 (人)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
指定医	171	168	166	175

7-1-2 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

「児童福祉法」に基づき、慢性的な疾病にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、保健師等が児童等及びその家庭からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整を行っています。

相談・訪問指導件数 (件)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
面接相談	54	9	24	24
電話相談	70	80	19	23
訪問指導	30	16	37	7

講演・相談会

(人)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
内 容	講演会 (1回)	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
参加者数	18	—	—	—

(2)不妊治療支援

不妊治療のうち、医療保険の適用がない特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けた方の経済的負担の軽減を図るため、費用の一部を助成する「特定不妊治療費助成事業」を平成 16 年度から実施しています。また、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精巣内精子生検採取法 (TESE) 等の費用の一部を助成する「男性不妊治療」を、平成 29 年度から実施しています。

平成 30 年度までは、国・県の助成を県が、市の助成を健康管理センターが行っていましたが、市民がワンストップで手続きを行えるよう、令和元年度から福井市保健所で一括して行っています。

特定不妊治療費助成件数

(延べ件数)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
助成件数	561 (4)	492 (2)	670 (6)	367 (5)

() 内は男性不妊件数

8 難病支援

(1)特定医療費(指定難病)支給認定申請状況

難病は、原因が明らかでなく治療方法が確立していない希少な疾病で、長期療養が必要と考えられています。「難病の患者に対する医療等に関する法律」に規定された指定難病の患者に対し、特定医療費の支給認定のための申請窓口を設置し、県への進達事務を行っています。

令和 3 年 11 月に対象となる疾病数は、338 疾病となりました。

なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、支給認定の有効期間が延長されたため、更新申請がありませんでした。

申請状況

(件)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
新規	308	282	316	327
変更	1,206	915	1,414	1,305
更新	1,734	—	1,872	1,921

(2)難病患者地域支援対策推進事業

患者及び家族の療養上の不安解消を図るとともに、適切な在宅療養支援が実施できるよう、地域の関係機関や庁内関係課等と連携しています。

8-2-1 医療相談事業

患者及び家族の療養上の不安解消を図るため、難病に関する正しい知識の普及と医師等専門職の相談を受ける機会を設けています。

医療相談事業実施状況

(人)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
内 容	講演会（2回）	個別相談（1回）	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
参加者数	108	4	—	—

8-2-2 相談・訪問指導事業

医療・保健・福祉・介護等に関する支援を必要とする患者及び家族が抱える日常生活や療養上の不安解消を図るため、保健師等が訪問等により相談に応じています。

相談・訪問指導件数

(件)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
面接相談	228	73	178	219
電話相談	358	100	27	16
訪問指導	81	34	14	2
ケア会議	5	9	0	0
連絡調整	58	82	0	0

※ 令和3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大によりケア会議を中止。

8-2-3 難病対策地域協議会

難病患者等支援に携わる各分野の代表者が、地域における難病患者等への支援体制について、関係部局及び関係機関と情報を共有し、地域の実情に応じた体制が構築できるよう協議等を行っています。

開催状況

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
開催日				
実施回数	2回	1回	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止	1回
参加者数	21人	10人	—	10人

8-2-4 人工呼吸器装着等難病患者の災害時支援

人工呼吸器装着者をはじめとする医療ニーズの高い在宅の難病患者については、災害時に停電が発生した場合、生命に直結する危険があるため、患者本人、家族、支援関係者等と共に災害時個別対応マニュアルを作成し、適切に対応できるよう支援しています。

難病患者災害時個別対応マニュアルの作成状況 (人)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
対象者	8(8)	6(5)	4(4)	11(6)

()内は作成済み数

9 精神保健支援

(1) 精神障がい者の地域生活支援

9-1-1 通報等の経由

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(以下、「精神保健福祉法」という。)第22条、23条、26条の2及び3の規定に基づく通報等を受けた場合には、速やかに県に連絡するとともに、市が保有する必要な情報を提供します。

申請・通報状況等 (件)

		令和元年度	2年度	3年度	4年度
申請・ 通報 状況	一般申請 (22条)	10	9	6	6
	警察官通報 (23条)	49	47	70	55
	病院管理者 (26条の2)	1	0	0	1
	医療観察対象 (26条の3)	0	0	0	0
	合計	60	56	76	62
処理 状況	措置入院	30	27	22	26
	措置不要	30	29	54	36
	合計	60	56	76	62

9-1-2 退院後支援

「精神保健福祉法」第22条から第26条の3の規定に基づき、措置入院等となった患者の退院後の支援に関する計画を作成し、地域でその人らしい生活を安心して送ることができるよう支援しています。

退院後支援計画作成及び支援状況 (件)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
作成件数	6(3)	16(9)	14(8)	10(7)

()内は支援終了件数

9-1-3 組織の育成

精神保健福祉に関わる組織の自主的な活動を支援するため、相談助言を行っています。

自主グループの活動状況

名 称	活動内容	開催状況
精神保健福祉ボランティア 「クレヨン」	精神病院デイケアを中心に、お茶・習字・書道・生花・絵画などの活動や話し相手など	学習会 月1回 役員会 随 時
摂食障害者家族会 「バンビの会」	家族同士の話し合い、「ゆっくりの会」（当事者の会）の開催など	例 会 月1回
精神障害者家族会 「あすわ会」	たまり場（会員同士の交流等）の運営、相談事業（市民対象の相談会）の開催など	役員会 月1回 例 会 月1回

(2)精神保健相談

「精神保健福祉法」に基づき、精神科医師等が心の健康や受診、社会復帰などのさまざまな相談に応じています。

精神科嘱託医による相談（月2回、予約制） (件)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
開催回数	22	20	19	16
相談件数	47	36	23	37

保健師等による相談・訪問指導件数（随時） (件)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
面接相談	176	166	208	163
電話相談	723	1,003	1,028	775
訪問指導	305	253	377	220
ケア会議	66	54	46	31
連絡調整	250	232	7	2

※ 令和3年度は連絡調整を含む相談対応を電話相談に計上したため、連絡調整件数が減。

(3)精神保健の理解促進に関する普及啓発

「精神保健福祉法」に基づき、市民の心の健康保持・増進を図るとともに、精神障がい者に対する関心と理解を深めるため講演会を開催する等、普及啓発を行っています。

- ・ ホームページに心の健康をチェックする「こころの健康度自己評価票」を常時掲載
- ・ 医療機関及び公共施設等に事業案内チラシを設置

精神保健講演会

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
開催数(回)	1	0	0	1
参加者数(人)	59	0	0	56

※ 令和2・3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止

(4)自殺対策事業

「自殺対策基本法」に基づき、自殺対策に係る関係機関と連携し、相談支援や地域で支援する人材育成を行い、自殺予防及び自殺予防に関する市民の意識向上を図ります。

9-4-1 対面相談

新型コロナウイルス感染症の影響により不安やストレスを抱えている市民に対し、臨床心理士が傾聴することで、ストレス等に早期に対応する機会を設けています。また、弁護士や精神科医、臨床心理士等の専門職が一堂に会し、ワンストップで様々な相談に応じる「悩みごと総合相談会」を開催することで悩みを抱えている人の支援を行います。

臨床心理士による相談(令和2年度から開始)

	令和2年度	3年度	4年度
開催数(回)	9	8	8
相談件数(件)	21	24	25

悩みごと総合相談会開催状況

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
開催回数(回)	2	4	4	3
相談者数 (延べ人数)	20 (20)	36 (41)	33 (35)	27 (31)

9-4-2 人材育成

自殺の危機を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人材(ゲートキーパー)を養成します。

ゲートキーパー養成研修実施状況

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
開催数(回)	1	1	4	4
受講数(人)	47	41	181	258

9-4-3 ICTを活用した相談窓口の周知啓発

インターネットで自殺に関連する用語を検索した場合に、検索連動広告により本市の相談窓口を表示することで相談につながります。

検索連動広告実施状況（令和3年度から開始）

	令和3年度	4年度
広告表示数	267,631	166,405
広告クリック数	15,125	160,402
広告クリック率（%）	5.65	9.86

10 栄養管理支援

(1) 栄養管理支援事業

「健康増進法」第18条第2項に基づき、保健所の栄養指導員が給食施設の栄養管理業務担当者のスキルアップを目的とした研修や情報提供を行い、施設利用者の健康増進や栄養ケアの向上を推進しています。また、規模の大きな特定給食施設※を中心に巡回指導を行い、適切な栄養管理の実施及び管理栄養士・栄養士の配置を推進しています。

※ 特定かつ多数の者に対して、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設。

特定給食施設巡回指導実施状況

			学校	病院	介護老人保健施設	介護医療院	老人福祉施設	児童福祉施設	社会福祉施設	その他	小計	合計
令和元年度	対象施設数	特定	59	19	9		18	60	3	2	170	379
		その他	25	8	5		76	33	10	52	209	
	指導実績	特定	26	19	0		8	39	0	0	92	137
		その他	8	8	0		6	12	3	8	45	
2年度	対象施設数	特定	58	19	9	0	19	61	3	2	171	377
		その他	23	8	5	1	74	33	10	52	206	
	指導実績	特定	30	19	0	0	0	36	0	0	85	107
		その他	2	8	0	0	1	9	0	2	22	
3年度	対象施設数	特定	57	19	9	0	19	61	3	2	170	382
		その他	24	8	5	1	74	33	11	56	212	
	指導実績	特定	0	19	0	0	0	0	0	0	0	27
		その他	0	8	0	0	0	0	0	0	0	

4 年 度	対象 施設数	特 定	56	19	9	0	19	64	3	2	172	384	
		その他	24	8	5	1	75	33	11	55	212		
	指導 実績	特 定	27	19	0	0	0	0	0	0	0	46	63
		その他	9	8	0	0	0	0	0	0	0	17	

※ 令和3、4年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により縮小。(一部、書面審査にて実施。)

集団指導（研修会等）実施状況

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
内 容	研修会 (3回 335人)	新型コロナウイルス 感染症の感染拡大防 止のため中止	研修会 (1回 100人)	新型コロナウイルス 感染症の感染拡大防 止のため中止

(2)食品表示(栄養成分表示)等の推進

平成27年4月に「食品表示法」が施行されたことから、法令の周知活動を行うとともに、栄養成分表示の相談窓口を開設し、事業者の取り組みを支援しています。また、「健康増進法」に基づく虚偽誇大表示等についても指導助言を行っています。

法令の周知活動

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
内 容	講習会での周知 (51回 2,829人)	郵送等によるチラシ 配布(4,000通)	講習会等での周知 (1回 64人)	窓口等での周知 (28人)

食品表示法(栄養成分表示)及び健康増進法(虚偽誇大表示等の禁止)の相談対応状況 (件)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
食品表示法 (栄養成分表示)	112	92	51	26
健康増進法 (虚偽誇大表示等)	2	1	5	4

(3)国民健康・栄養調査

「健康増進法」第10条に基づき、国民の健康の増進の総合的な推進を図る基礎資料を作成するため、市が国(厚生労働省)からの委託をうけ、国民の身体状況や栄養摂取量、生活習慣の状況を明らかにする調査に関する事務を行います。

実施状況

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
内容	国からの調査地区指定がなかったため実施なし	新型コロナウイルス 感染症の感染拡大防 止のため中止	新型コロナウイルス 感染症の感染拡大防 止のため中止	・東郷二ヶ町30世帯 が指定 ・歯科疾患実態調査 (5年毎)も併せて実 施

11 受動喫煙対策

「健康増進法の一部を改正する法律」に基づき、望まない受動喫煙を防止するため、事業者に対し、施設の区分に応じ施設の一定の場所を除き喫煙を禁止するなどの改正内容について、周知啓発及び相談指導等を行います。

周知啓発

- ・ チラシの配布 市保健所窓口、市関係所属等
- ・ 事業者向けポスターの配布 福井商工会議所、各商工会、市関係所属等
- ・ メディア等 ケーブルテレビ（行政チャンネルCM）、ホームページ

相談等対応状況

(件)

	令和元年度	2年度	3年度	4年度
相談件数	78	55	26	22

喫煙可能室※設置施設の届出状況

(件)

	令和元年度	2年度
届出受理件数	186	78

※ 令和2年4月1日時点で営業している経営規模の小さな飲食店においては、事業継続に影響があることから、施設の全部、または一部に喫煙可能室の設置が可能とされている。喫煙可能室では、喫煙のほか飲食も可能。令和2年4月2日以降の新規営業店舗は届出対象外。

VI 福井市保健所 生活衛生課

1 食品衛生

(1) 食品衛生事業

1-1-1 食品衛生監視指導(「食品衛生法」第24条に基づく監視計画)

毎年度策定する監視指導計画に基づき、食品等の安全性の確保と食中毒等の健康危害の発生を防止するため、許可を要する営業施設及び許可を要さない集団給食施設等の監視指導を計画的に実施しています。

1-1-2 食品衛生関係許可事務

「食品衛生法」に基づく新規許可、継続許可及び変更・廃止等の手続き、並びにこれらに伴う監視指導を実施しています。

「旧食品衛生法」に基づく許可を要する食品関係営業施設数・監視指導の状況

		令和元年度		2年度		3年度	
		営業施設数 (年度末)	監視指導施設数	営業施設数 (年度末)	監視指導施設数	営業施設数 (年度末)	監視指導施設数
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	1,046	438	1,021	443	745	110
	仕出し屋・弁当屋	446	216	457	300	351	134
	旅館	84	35	83	30	61	30
	その他	2,220	913	2,124	888	1,524	241
菓子(パンを含む。)製造業		485	248	494	284	392	114
乳処理業		1	3	1	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0	0
乳製品製造業		7	9	10	7	8	5
集乳業		0	0	0	0	0	0
魚介類販売業		419	259	416	246	121	68
魚介類競り売り営業		2	4	2	4	1	2
魚肉練り製品製造業		3	3	3	1	3	3
食品の冷凍又は冷蔵業		28	31	29	25	27	10
かん詰又はびん詰食品製造業		6	2	5	3	4	3
喫茶店営業		634	119	516	174	59	7
あん類製造業		3	1	3	5	3	1
アイスクリーム類製造業		95	47	90	65	68	23
食肉処理業		31	26	30	23	23	11
食肉販売業		364	228	382	225	86	37
食肉製品製造業		4	5	4	2	4	3
乳酸菌飲料製造業		1	3	1	0	1	1

食用油脂製造業	1	1	1	0	1	0
マーガリン又はショートニング [※] 製造業	0	0	0	0	0	0
みそ製造業	14	6	13	10	10	6
しょうゆ製造業	11	7	11	5	5	3
ソース類製造業	16	3	15	5	13	2
酒類製造業	13	3	13	1	9	1
豆腐製造業	21	9	19	17	13	5
納豆製造業	3	2	3	0	1	0
麺類製造業	31	20	36	28	32	12
そうざい製造業	157	128	171	133	137	76
添加物製造業（法第11条第1項対象（規格基準あり））	1	0	1	0	1	0
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	9	6	10	4	7	2
氷雪製造業	3	6	3	1	2	1
合 計	6,750	3,040	6,516	3,118	3,712	911

		4年度				
		営業 施設数 (年度末)	許可施設数		廃業 施設数	監視 指導 施設数
			継続	新規		
飲 食 店 営 業	一般食堂・レストラン等	567	0	0	56	197
	仕出し屋・弁当屋	272	0	0	30	97
	旅館	51	0	0	2	7
	その他	1,122	0	0	204	302
菓子（パンを含む。）製造業		316	0	0	34	91
乳処理業		0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業		0	0	0	0	0
乳製品製造業		6	0	0	0	2
集乳業		0	0	0	0	0
魚介類販売業		100	0	0	8	68
魚介類競り売り営業		0	0	0	0	1
魚肉練り製品製造業		3	0	0	0	5
食品の冷凍又は冷蔵業		22	0	0	2	17
かん詰又はびん詰食品製造業		2	0	0	0	2
喫茶店営業		41	0	0	17	9
あん類製造業		3	0	0	0	1
アイスクリーム類製造業		53	0	0	11	25
食肉処理業		19	0	0	2	12
食肉販売業		74	0	0	3	47
食肉製品製造業		4	0	0	0	3

乳酸菌飲料製造業	1	0	0	0	1
食用油脂製造業	1	0	0	0	1
マーガリン又はショートニング製造業	0	0	0	0	0
みそ製造業	7	0	0	1	3
しょうゆ製造業	5	0	0	0	3
ソース類製造業	10	0	0	0	5
酒類製造業	9	0	0	0	1
豆腐製造業	9	0	0	3	2
納豆製造業	1	0	0	0	1
麺類製造業	25	0	0	3	7
そうざい製造業	111	0	0	10	76
添加物製造業（法第11条第1項対象（規格基準あり））	0	0	0	0	1
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0
清涼飲料水製造業	5	0	0	1	2
氷雪製造業	2	0	0	0	0
合計	2,841	0	0	387	989

「改正食品衛生法」に基づく許可を要する食品関係営業施設数・監視指導の状況

	令和3年度					4年度				
	営業施設数 (年度末)	許可施設数		廃業施設数	監視指導施設数	営業施設数 (年度末)	許可施設数		廃業施設数	監視指導施設数
		継続	新規				継続	新規		
飲食店営業	806	1	817	11	847	1,439	0	688	55	859
調理の機能を有する自動販売機	2	0	2	0	2	2	0	0	0	0
食肉販売業	17	0	17	0	20	37	0	20	0	33
魚介類販売業	51	0	51	0	58	72	0	23	2	56
魚介類競り売り営業	1	0	1	0	2	2	0	1	0	5
集乳業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
特別牛乳搾取処理業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
食肉処理業	8	0	8	0	8	10	0	2	0	4
食品の放射線照射業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
菓子製造業	87	0	87	0	94	160	0	78	5	112
アイスクリーム類製造業	5	0	5	0	6	10	0	5	0	9
乳製品製造業	2	0	2	0	2	3	0	1	0	1
清涼飲料水製造業	4	0	4	0	5	5	0	1	0	6
食肉製品製造業	0	0	0	0	0	2	0	2	0	2
水産製品製造業	15	0	15	0	16	30	0	15	0	23
氷雪製造業	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1

液卵製造業	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0
食用油脂製造業	2	0	3	1	3	2	0	0	0	0
みそ又はしょうゆ製造業	9	0	9	0	10	10	0	2	1	3
酒類製造業	5	0	5	0	5	5	0	0	0	1
豆腐製造業	7	0	7	0	9	8	0	1	0	3
納豆製造業	1	0	1	0	1	1	0	0	0	0
麺類製造業	9	0	9	0	11	19	0	10	0	14
そうざい製造業	49	0	49	0	59	92	0	48	5	79
複合型そうざい製造業	1	0	1	0	1	1	0	0	0	1
冷凍食品製造業	2	0	2	0	3	8	0	6	0	12
複合型冷凍食品製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
漬物製造業	8	0	9	1	13	11	0	3	0	8
密封包装食品製造業	2	0	2	0	3	6	0	4	0	8
食品の小分け業	2	0	3	1	3	5	0	3	0	5
添加物製造業	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1
合計	1,097	1	1,111	14	1,183	1,943	0	914	68	1,246

届出を要する食品営業関係施設数・監視指導の状況

		令和3年度		4年度	
		施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数
旧許可業種で あった営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）	194	67	179	51
	食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）	236	99	219	94
	乳類販売業	358	121	330	76
	氷雪販売業	4	2	4	3
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	455	2	459	13
販売業	弁当販売業	19	6	27	3
	野菜果物販売業	81	22	87	70
	米穀類販売業	31	5	34	7
	通信販売・訪問販売による販売業	4	0	7	0
	コンビニエンスストア	83	37	101	36
	百貨店、総合スーパー	51	12	55	20
	自動販売機による販売業 （コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）を除く。）	252	1	293	4
	その他の食料・飲料販売業	187	44	276	83
製造・加工業	添加物製造・加工業 （法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	2	0	2	1
	いわゆる健康食品の製造・加工業	0	0	0	0
	コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	12	10	20	5
	農産保存食料品製造・加工業	2	1	3	0
	調味料製造・加工業	5	0	9	3
	糖類製造・加工業	0	0	0	0

	精穀・製粉業	7	1	9	4
	製茶業	3	1	6	0
	海藻製造・加工業	3	2	4	4
	卵選別包装業	5	0	5	2
	その他の食料品製造・加工業	12	1	22	5
上記以外のもの（改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。）	行商	18	0	20	0
	集団給食施設	132	4	151	53
	器具、容器包装の製造・加工業 （合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	9	0	9	0
	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	0	0	0	0
	その他	5	1	7	1
合 計		2,170	439	2,338	538

1-1-3 食品の収去（「食品衛生法」第28条に基づく食品の行政検査）

市内外に流通する食品の安全性を確認するため、検査を計画的に行っています。不適合となった案件については、速やかに改善したことを確認しています。

食品収去検査の状況

(件)

事業名	対象食品	令和元年度		2年度		3年度		4年度	
		検査 件数	不適合 件数	検査 件数	不適合 件数	検査 件数	不適合 件数	検査 件数	不適合 件数
春の行楽地衛生対策	一般食品（菓子、弁当等）	12	0	-	-	4	0	4	0
牛乳の成分規格等検査	牛乳	1	0	-	-	-	-	-	-
夏期食品一斉取締り	一般食品	52	2	51	3	18	0	18	6
輸入食品対策	冷凍食品、清涼飲料水、加工食品、菓子等	9	0	9	0	7	0	6	0
畜水産食品検査	魚介類、鶏卵、食鳥肉	6	0	2	0	2	0	3	0
野菜・果実検査	市内産野菜・果実、市外産または輸入野菜・果実	6	0	6	0	6	0	6	0
秋の行楽地衛生対策	一般食品（菓子、弁当等）	12	3	12	0	-	-	4	1
玄米検査	市内産玄米	1	0	2	0	2	0	1	0
液卵のサルモネラ検査	液卵	2	0	2	0	-	-	-	-
添加物表示対策	醤油、みそ、魚介類加工品	7	0	7	0	4	0	4	0
年末食品一斉取締り	一般食品	45	2	45	5	14	0	14	1
クドアモニタリング	ヒラメ	1	0	1	0	-	-	1	0
容器包装等検査	容器包装、玩具等	3	0	3	0	3	0	3	0
遺伝子組換え食品検査	大豆食品（豆腐）	2	0	2	0	2	0	2	0
アレルギー表示検査	加工食品	2	0	-	-	2	0	2	1
ジビエ肉モニタリング	イノシシ肉、鹿肉等	2	0	1	0	-	-	-	-
合 計		163	7	143	8	64	0	68	9

(2)食中毒防止に関する衛生思想の普及啓発

許可を要する営業施設の食品衛生責任者等を対象とした定期講習会及び許可を要さない集団給食施設等の調理従事者を対象とした講習会など、依頼に応じた出前講習会を実施しています。

食品衛生講習会の実施状況

	定期講習会		出前講習会	
	実施回数 (回)	受講者数 (人)	実施回数 (回)	受講者数 (人)
令和元年度	41	2,357	22	1,322
2年度	43	1,154	16	654
3年度※	8	124	10	266
4年度	29	2,298	3	117

※ 令和3年度の定期講習会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため資料送付による自己学習：3,827件

(3)食品による健康被害等に関する対応

1-3-1 食中毒に関する調査(「食品衛生法」第56条等)

市内で発生した食中毒事件及び病因物質は下表のとおりです。

食中毒発生の状況

	発生日	患者数/ 喫食者数	原因食品	病因物質
令和 元年度	H31.4.14	2/3	自宅で調製したカレー（スイセンを誤食）	植物性自然毒
	R1.6.12	1/1	量販店が販売した生食用アジの短冊	アニサキス
	R1.6.19	3/16	飲食店が調理提供した食事	ノロウイルス
	R2.1.6	3/32	飲食店が調理提供した食事	ノロウイルス
2年度	R2.5.17	1/2	飲食店が調理販売したしめ鯖寿司	アニサキス
	R2.6.14	3/11	飲食店が調理提供した食事	サルモネラ
	R2.6.19	1/1	飲食店が調理提供したしめ鯖寿司	アニサキス
	R3.2.7	2/40	飲食店が調理提供したヒラメの刺身	グドア・セフテンプクタータ
3年度	R3.7.6	93/113	飲食店が調理提供した食事	ウエルシュ菌
	R3.11.14	5/5	家庭で調理した食事（ツキヨタケを誤食）	植物性自然毒
	R3.12.2	1/79	飲食店が調理提供した食事	アニサキス
	R4.2.28	1/1	魚介類販売店が販売した「いわし（刺身用の冊）」	アニサキス
	R5.3.21	1/2	不明	アニサキス
4年度	R4.4.18	1/1	飲食店が調理提供した食事（特上にぎり）	アニサキス
	R4.6.27	13/130	飲食店が調理提供した弁当	黄色ブドウ球菌
	R4.7.31	1/1	飲食店が調理提供した「サバの刺身」	アニサキス
	R4.9.18	1/4	魚介類販売店が販売した「刺身（ふくらぎ、ぶり、いか、ひらめ）」	アニサキス
	R4.9.23	1/1	R4.9.21 から R4.9.22 に喫食した生鮮魚介類	アニサキス
	R4.11.25	1/1	魚介類販売店が販売した「ふくらぎ お刺身」	アニサキス
	R5.1.21	1/2	飲食店が調理提供した「しめ鯖」	アニサキス
	R5.2.1	1/3	量販店が販売した「ブリ刺身・ヤリイカ冊・ヒラメ冊」	アニサキス
	R5.3.5	1/1	不明	アニサキス
	R5.3.21	1/2	不明	アニサキス

1-3-2 食品による健康被害等に関する行政処分(「食品衛生法」第54条等)

被害の拡大防止・原因究明及び再発防止を図るため、「食品衛生法」に基づく行政処分として、下表のとおり営業停止命令を行いました。

行政処分の状況

(件)

	処 分 件 数					
	営業許可 取消命令	営業禁止 命令	営業停止 命令	改善命令	物品廃棄 命令	その他
令和元年度	—	—	3	—	—	—
2年度	—	—	3	—	1	1
3年度	—	—	3	—	—	11
4年度	—	—	7	—	1	11

1-3-3 一般相談への対応

飲食店などの開業や食品表示に関する相談及び喫食後の体調不良・異物混入などの苦情について、迅速かつ丁寧に対応しています。

食品関係相談の状況

(件)

		食品総合相談件数					
		相談			苦情		
		営業	表示	その他	食中毒・ 有症苦情	不良食品・ 異物混入	その他
令和元年度	2,200	1,019	177	877	71	40	16
2年度	3,742	1,336	124	2,153	58	48	23
3年度	2,358	1,405	99	752	48	26	28
4年度	2,488	1,483	79	804	69	23	30

2 動物愛護管理業務

(1) 動物取扱業への監視指導

「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき、基準に適合した施設構造による適正な飼養が行われるよう、飼養動物取扱業及び特定動物飼養許可施設に対して監視等を行っています。

第一種動物取扱業※登録施設数・監視指導の状況

	施設数	業種内訳					監視指導数 (延べ)
		販売	保管	貸出	訓練	展示	
令和元年度	74	32	49	1	4	10	111
2年度	76	31	49	1	5	10	113
3年度	72	25	49	1	5	14	57
4年度	68	26	50	1	5	10	47

※ 有償・無償の別を問わず反復・継続して事業者の営利を目的として動物の取扱いを行う、社会通念上、業として認められる行為。

第二種動物取扱業※届出施設数・監視指導の状況

	施設数	業種内訳				監視指導数 (延べ)
		譲り渡し	保管	貸出	展示	
令和元年度	3	1	0	1	2	4
2年度	5	3	1	1	2	6
3年度	6	4	2	2	2	3
4年度	8	5	4	3	3	3

※ 営利を目的とせず、飼養施設を設置して一定数以上の動物の取扱いを行う行為。

特定動物※飼養許可施設数・監視指導の状況

	施設数	動物種	頭数	監視指導数 (延べ)
令和元年度	1	おながぎる科 マカク属 ニホンザル	20	1
2年度	1	おながぎる科 マカク属 ニホンザル	17	1
3年度	2	おながぎる科 マカク属 ニホンザル	19	2
4年度	3	おながぎる科 マカク属 ニホンザル	17	2

※ 人の生命・身体又は財産に危害を加える恐れのある危険動物で、政令で、クマ、トラ、ワニ、マムシ等の哺乳類、鳥類、爬虫類約 650 種が定められている。動物園や試験研究施設等の特定目的で、特定動物を飼養するためには動物の種類や飼養施設ごとに都道府県知事等の許可が必要となる。なお、令和2年6月1日から愛玩目的等で特定動物を飼養することは禁止されている。

(2) 飼い主のいない猫の不妊手術費助成事業

飼い主のいない猫の出生を抑制することで数を減らし猫の引き取り数を減少させるため、平成25年度より不妊手術費用の一部を助成しています。平成30年度までは健康管理センターで行っていましたが、中核市移行に伴い、令和元年度からは福井市保健所が行っています。

○対象者（次の条件を全て満たす方）

- ・福井市内に居住する方で、手術予定の野良猫と同じ居住地域の方
- ・手術後、元の場所に返し、責任をもって糞尿の始末及び餌やり等の管理ができる方
- ・手術済みの猫であると判別できるように、手術時に耳先をVカットすることを了承できる方
- ・手術同意書に同意できる方

○対象となる猫

- ・生後4カ月以上で、外観上健康と認められる飼い主のいない猫（野良猫）

助成の実績（頭）

	オス	メス
令和元年度	31	80
2年度	38	75
3年度	33	78
4年度	46	69

(3) 犬猫の収容や苦情相談等への対応

飼い主の不明な犬猫の収容や糞尿や鳴き声等による苦情について、福井県動物愛護センターと連携して対応しています。

福井県動物愛護センターの実績

（収容・譲渡・返還：頭、苦情・相談：件）

		収容頭数				譲渡	返還	苦情	相談
		捕獲	引取り	傷病	計				
令和元年度	犬	6	20	0	26	11	19	81	308
	猫	0	136	23	159	112	0	82	625
	計	6	156	23	185	123	19	163	933
2年度	犬	4	7	0	11	2	10	93	193
	猫	0	151	22	173	165	0	112	838
	計	4	158	22	184	167	10	205	1,031
3年度	犬	7	10	0	17	3	14	114	203
	猫	0	177	9	186	167	3	115	858
	計	7	187	9	203	170	17	229	1,061
4年度	犬	4	12	0	16	2	12	77	162
	猫	0	150	10	160	136	4	87	779
	計	4	162	10	176	138	16	164	941

3 狂犬病予防業務

(1) 飼い犬の登録及び狂犬病予防注射

狂犬病の発生やまん延を防止するため、「狂犬病予防法」に基づく犬の登録、狂犬病予防注射済票の交付等の手続きを行っています。平成30年度までは健康管理センターで行っていましたが、中核市移行に伴い、令和元年度からは福井市保健所が行っています。

飼い犬登録数及び狂犬病予防注射数 (頭)

	犬の登録数		予防注射数
	年度末登録数	うち新規登録数※	
令和元年度	10,968	870	7,809
2年度	10,766	982	7,964
3年度	10,972	1,085	8,057
4年度	10,884	1,020	7,979

※ 新規登録数は、転入登録（前住所地登録済み）を含めない。

(2) 咬傷事故への対応

飼い犬が人を咬んだ際は、狂犬病の発生やまん延を防止するため、「福井県動物の愛護および管理に関する条例」に基づき、飼い主に対して当該犬の獣医師による検診と適正な飼養について指導を行っています。

咬傷事故件数 (件)

	件数
令和元年度	4
2年度	8
3年度	3
4年度	8

4 環境衛生

(1) 生活衛生事業

4-1-1 営業施設の監視指導

「理容師法」、「美容師法」、「クリーニング業法」、「公衆浴場法」、「旅館業法」、「興行場法」に基づく営業施設について、適切な衛生管理が行われるよう監視指導を行っています。

また、レジオネラ症発生防止対策として、循環式浴槽を有する公衆浴場や旅館の浴槽水について、行政検査によりレジオネラ菌の有無を確認し、安全性の確保指導を行っています。

4-1-2 生活衛生関係許可等事務

各法に基づく新規許可、開設届及び変更・廃止等の手続き、並びにこれらに伴う監視指導を実施しています。

営業六法施設数・監視指導の状況

	令和元年度		2年度		3年度		
	営業施設数 (年度末)	監視指導施設数	営業施設数 (年度末)	監視指導施設数	営業施設数 (年度末)	監視指導施設数	
理容所	299	35	298	12	295	12	
美容所	736	175	732	41	745	31	
クリーニング所	洗濯所	79	6	74	52	74	0
	取次所	243	5	239	1	237	2
公衆浴場	普通	8	1	8	0	8	4
	特殊	41	19	38	22	41	13
旅館	旅館・ホテル	99	30	94	28	95	47
	簡易宿所	49	14	57	18	57	8
	下宿	-	-	-	-	-	-
	特例	1	0	0	0	0	0
興行場	常設	22	1	16	0	15	1
	仮設	-	-	-	-	-	-
合計	1,577	286	1,556	174	1,567	118	

	4年度				
	営業施設数 (年度末)	新規施設数	廃業施設数	監視指導施設数	
理容所	290	1	6	4	
美容所	775	52	22	53	
クリーニング所	洗濯所	72	2	3	47
	取次所	236	0	2	1
公衆浴場	普通	7	0	1	2
	特殊	41	1	1	25
旅館	旅館・ホテル	93	1	3	25
	簡易宿所	60	6	3	10
	下宿	-	-	-	-
	特例	-	-	-	-
興行場	常設	15	0	0	0
	仮設	-	-	-	-
合計	1,589	63	41	167	

浴槽水の行政検査状況

	検査数	不適合件数
令和元年度	9	1
2年度	9	1
3年度	7	0
4年度	7	3

(2)浄化槽の適正な維持管理

「浄化槽法」に基づき、浄化槽設置の届出の受理、保守点検業の登録等に係る事務を実施しています。また、浄化槽の適正な維持管理のため、浄化槽の法定検査未受検、管理不備等に対する指導を行っています。

浄化槽設置基数の状況

	浄化槽設置基数
令和元年度	11,573
2年度	10,903
3年度	10,690
4年度	9,735

(3)特定建築物に対する監視指導

「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に規定する、多数の人々が利用・使用する一定規模以上の興行場、百貨店、事務所、学校などの特定建築物に対し、空気環境や飲料水等が衛生的に管理されるよう、同法第11条第1項に基づき定期的に監視指導を行っています。また、特定建築物の環境衛生管理業務を行う建築物衛生管理業に関する登録事務を行っています。

特定建築物施設数・監視指導の状況

	令和元年度		2年度		3年度		4年度	
	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数	施設数 (年度末)	監視指導 施設数
興行場	1	0	1	0	1	1	1	0
百貨店	7	0	7	2	6	4	6	0
店舗	23	8	23	8	23	7	23	8
事務所	50	10	51	13	50	26	49	8
学校	12	0	12	8	12	4	12	0
旅館	17	6	16	6	16	1	17	5
その他	17	7	16	1	15	6	16	8
合計	127	31	126	38	123	49	124	29

(4)温泉利用施設に対する監視指導

「温泉法」に基づく温泉利用施設に対し、衛生管理が適正に行われるよう、施設への立入等監視指導を行っています。

温泉施設数・監視指導の状況

	浴用許可		飲用許可	
	施設数（年度末）	監視指導施設数	施設数（年度末）	監視指導施設数
令和元年度	34	6	5	0
2年度	32	10	4	2
3年度	31	15	4	2
4年度	34	13	4	4

(5)遊泳用プール施設に対する監視指導

遊泳用プールの衛生水準を確保するため、国が示す衛生基準に基づいて、監視指導を実施しています。

プール施設数・監視指導の状況

	施設数 （年度末）	うち休業数	監視対象 施設数	監視指導 施設数
令和元年度	16	0	16	16
2年度	16	0	16	16
3年度※	16	0	16	2
4年度	15	0	15	17

※ 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大により縮小。（一部、苦情に伴う立入を実施。）

VII 健康管理センター

1 健康づくり及び地区組織の推進に関すること

(1) 「健康ふくふくプラン21」推進事業

「健康ふくふくプラン21」は、健康増進法第8条第2項の規定に基づく本市の第2次健康増進計画で、平成28年3月に策定しました。計画期間は平成28年度から令和5年度まで。策定当初から2年延長。本計画は、健康で幸せに暮らせる社会を実現するため、市民一人ひとりが健康的な生活習慣を送るとともに社会全体が協働して健康づくりの環境を整えることを目指しています。

基本理念	基本方針	主な取組
生涯にわたり、心も体も健やかで幸せなまち“ふくい”	(1) 健康的な生活習慣の推進と定着	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「ずっと健康101宣言」(+10分の運動)に関する情報について様々な機会を通して発信します ・ 「ずっと健康101宣言」(+1皿の野菜)に関する情報について、様々な機会を通して発信します ・ 心の健康を保つため、ストレスの対処法等について普及啓発します ・ 正しい歯磨きの方法について啓発します ・ 正しい生活習慣の重要性について、情報の提供と普及啓発をします
	(2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体活動・運動の必要性に関する知識を普及啓発します ・ 適正体重の重要性及び生活習慣病予防について普及啓発します ・ 心の健康や病気に関する情報提供をします ・ 歯周疾患検診や定期的な歯科検診の受診勧奨をします ・ 生活習慣改善の取組を支援します
	(3) 健康づくりを支援する社会環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 健康や身体活動・運動に関する学習や活動を行うグループを支援します ・ 健康や栄養・食生活に関する学習や活動を行うグループを支援します ・ 不安や悩みの相談窓口に関する体制整備及び情報提供をします ・ 歯や口腔の健康についての正しい知識や情報提供をします ・ 働く世代への健康づくりに関する情報発信に取り組みます

【推進体制】福井市健康づくり推進協議会を構成する、保健・医療・教育・職域・関係行政機関・学識経験者・市民代表が連携し、本計画に掲げる健康づくり施策を実践します。

(年1回開催)

健康フェア(「健康ふくふくプラン21」推進事業)

(人)

年度	日数	テーマ等	開催場所	来場者数
平成28年度	1	健康フェア 2016 「はじめよう、ベジ・ファーストで健康づくり！」	ギャラリー元町商店街 ギャラリーポケット	2,940
29年度	1	健康フェア 2017 「野菜からたべよう！運動しよう！ 今日からはじめるヘルシーライフ！！」	AOSSA 8階県民ホール 1・4・8階アトリウム	843
30年度	—	休止	—	—
令和元年度	1	健康フェア 2019 令和から始める健活！～家族で健康に～	健康管理センター	492
2年度	2	新型コロナウイルス感染拡大に鑑み、代替事業を実施 <代替事業> ①新型コロナウイルス感染症 特別講演会 「コロナに負けない自分であるために」 ・基礎編：講師 感染管理認定看護師 ・こころ編：講師 公認心理士・臨床心理士 ・食生活編：講師 管理栄養士	健康管理センター	54
		②産前産後のメンタルヘルス講座 ～家族で知ろう産後ママの心のケア～ 講師 精神科医師		21
3年度	5	健康フェア 2021 展示イベント 「～コロナ禍の今こそ！健康力アップ～」	福井市役所 本館1階市民ホール	—
	1	健康フェア 2021 体験イベント 「～コロナ禍の今こそ！健康力アップ～」	ショッピングシティ ベル 1階北コート	326
4年度	—	休止	—	—

(2)健康づくりの組織育成事業

市民一人ひとりの自主的な健康づくりを推進するため、市内全地区に保健衛生推進員(719名)を委嘱し、地域における健康づくり活動等を支援しています。

福井市食生活改善推進員は、食育の推進と食生活の改善、伝承料理の普及啓発を担う地域のボランティア団体として活動を行っています。

保健衛生推進員活動

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
保健衛生推進員数(人)	764	763	746	742	719
保健衛生推進員活動件数(件)	32,104	35,347	20,009	29,200	23,874
保健衛生推進員自主活動(件)	24	25	7	42	161
他団体協力活動(件)	3,166	2,520	1,177	1,450	1,744

※ 30年度、令和2年度、4年度は委嘱年。(任期2年、ただし再任を妨げない。)

2 母子保健に関すること

(1)母子保健事業体制

母子保健法第9条、第10条に基づき、母子の健康の保持増進のため、妊娠、出産、育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、必要な保健指導を行うため、母子保健に関する健康教室や健康相談を実施しています。

	思春期 結婚	妊娠	出産	1歳	3歳	4歳	6歳
健康診査等		●妊婦健康診査		●新生児聴覚検査 ●1か月児健康診査 ●4か月児健康診査	●10か月児健康診査	●1歳6か月児健康診査	●3歳児健康診査
健康教育・健康相談等		●妊娠の届出「ふくっこ」 ●母子健康手帳の交付 ●プレママ教室	●妊産婦、新生児訪問指導及び未熟児訪問指導	●低体重児の届出 ●産後ケア事業 ●助産師ママくらぶ ●助産師相談、カウンセラー相談	●乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ●乳幼児保健相談 ●乳幼児訪問指導	●親と子の遊びの教室（きらきら教室） ●幼児相談会（2・3歳児、4歳児） ●発達相談会 ●口腔衛生啓発事業（1歳6か月児歯の教室、3歳児歯の教室、親子歯の教室）	●離乳食教室（5か月児・7か月児） ●にこにこ相談会 ●健康管理センター健康教室 ●地区健康教室

(2)妊娠・子育てサポートセンター「ふくっこ」事業

子育て世代が安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援が必要な母子を早期に把握し、専門職による相談体制の充実を図り、保健・福祉・医療等の関係機関と連携しながら切れ目ない支援を行っています。

2-2-1 母子健康手帳の交付

母子保健法第15条および第16条に基づき、妊娠の届出をした者に対し、母子健康手帳を交付しています。

母子健康手帳には、妊娠中の経過、出産時の状況、乳幼児の発育状況などが記録され、妊娠期から乳幼児期までの健康に関する重要な情報が一つの手帳で管理できるという重要な意義があります。

(冊)

	平成 30年度	再掲		令和 元年度	再掲		2年度	再掲		3年度	再掲		4年度	再掲	
		転入	外国語		転入	外国語		転入	外国語		転入	外国語			
市健康管理センター	1,559	152	13	1,873	129	11	1,773	110	24	1,713	109	20	1,766	103	34
清水健康管理センター	196	10	0	251	10	7	248	5	1	165	5	2	50	2	0
市役所	262	0	6	交付なし	交付なし	交付なし	交付なし	交付なし	交付なし	交付なし	交付なし	交付なし	交付なし	交付なし	交付なし
連絡所	森田	78	3												
	川西	11													
	東足羽	7													
	国見	0													
	殿下	0													
総合支所(3か所)	12		0												
合計	2,125	162	19	2,124	139	18	2,021	115	25	1,878	114	22	1,816	105	34

※ 令和元年より、市健康管理センターおよび清水健康管理センターのみでの交付に変更した。

【再掲】妊娠届出週数

(人)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
満11週以内	1,979	2,001	1,911	1,788	1,701
満12週～19週	132	104	99	72	103
満20週～27週	11	9	2	9	9
満28週～分娩まで	2	10	5	2	2
分娩後	1	0	1	2	1
不詳	0	0	3	5	0
合計	2,125	2,124	2,021	1,878	1,816

2-2-2 低体重児の届出数

母子保健法第 18 条において、体重が 2,500 g 未満の乳児が出生したときは、その保護者は速やかに市に届けなければならないとされています。母子健康手帳に添付する出生連絡票に保護者が出生体重を記載し、健康管理センターに郵送することにより、低出生体重児の届出としています。

低体重児の届出数 (人)

	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
届出数	115	147	119	111	121

※ 平成 25 年度から低体重児の届出が母子保健法の改正により、福井県から福井市へ移譲。

2-2-3 産後ケア事業

母子保健医療対策総合支援事業実施要綱（国）に基づき、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保することを目的に、産後ケア事業（宿泊型、デイサービス型、訪問型）を実施しています。

産後ケア事業 (人)

		令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
通所型	利用人数(実)	5 人	10 人	6 人	2 人
	利用日数(延)	24 日	19 日	15 日	2 日
訪問型	利用人数(実)	3 人	6 人	5 人	5 人
	利用回数(延)	4 回	19 回	13 回	7 回
宿泊型	利用人数(実)	—	—	2 人	6 人
	利用泊数(延)	—	—	7 泊	18 泊

(3) 妊婦健康診査

2-3-1 妊婦一般健康診査

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦の健康診査を行うことにより妊娠時の疾病や異常の早期発見、早期治療を促進するとともに、妊婦の健康の保持・増進と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を確保するとともに、少子化対策を担っています。

(人)

		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
延受診者数		25,189	24,549	23,033	23,022	21,751
判定 ※	異常なし	22,790	22,184	20,439	20,417	19,344
	要経過観察	1,085	1,126	1,059	1,357	1,363
	要精検	10	16	6	19	24
	要治療	1,267	1,194	1,266	1,072	1,018

診察所見	ケトン体(+)以上	808	716	709	758	625	
	Hb11.0g/dl以下	1,451	1,399	1,219	1,228	997	
	梅毒血清反応検査(+)	2	4	2	3	5	
	HBs抗原検査(+)	2	2	2	0	1	
	超音波検査異常あり	66	89	133	71	54	
疾病および異常	実異常者数	1,246	1,168	1,089	1,178	1,176	
	率(%)	3.7	3.6	3.5	3.9	4.1	
	内訳	貧血	1,214	1,156	970	1,064	1,097
		妊娠高血圧症候群	3	5	3	13	17
		切迫流早産	316	357	518	334	308
		糖尿病(尿糖を含む)	290	348	436	503	493
		重症悪阻	94	64	52	98	106
		その他	553	573	547	618	540

※ 県外で受診した妊婦健診の一部に健診結果が未記入のものもある。

2-3-2 妊婦健康診査受診票別受診状況

(人)

	平成30年度		令和元年度		2年度		3年度		4年度		
	受診者数	受診率(%)	受診者数	受診率(%)	受診者数	受診率(%)	受診者数	受診率(%)	受診者数	受診率(%)	
対象数	2,125	—	2,124	—	2,021	—	1,878	—	1,816	—	
延受診者数 ※	25,189	84.7	24,549	82.6	23,033	81.4	23,022	87.3	21,751	85.6	
妊婦一般健康診査受診者数(延)	1回	2,096	98.6	2,060	97.0	1,979	97.9	1,853	98.5	1,825	100.5
	2回	2,109	99.2	2,054	96.7	1,925	95.2	1,842	98.0	1,799	99.1
	3回	2,095	98.5	2,005	94.4	1,885	93.3	1,850	98.4	1,794	98.8
	4回	2,053	96.6	2,000	94.2	1,879	93.0	1,832	97.4	1,795	99.8
	5回	2,045	96.2	1,980	93.2	1,893	93.7	1,832	97.4	1,799	99.1
	6回	1,931	90.9	1,956	92.1	1,790	88.6	1,806	96.0	1,707	94.0
	7回	2,005	94.4	1,995	93.9	1,818	90.0	1,842	98.0	1,783	98.1
	8回	1,967	92.5	1,968	92.7	1,797	88.9	1,844	98.1	1,745	96.1
	9回	1,891	89.0	1,899	89.4	1,759	87.0	1,819	96.6	1,694	93.3
	10回	1,829	86.1	1,782	83.9	1,697	84.0	1,743	92.5	1,623	89.4
	11回	1,769	83.2	1,743	82.1	1,647	81.5	1,656	87.9	1,527	84.1
	12回	1,528	71.9	1,438	67.7	1,379	68.2	1,415	75.1	1,270	70.0
	13回	1,150	54.1	1,062	50.0	1,006	49.8	1,074	56.9	893	49.2
	14回	721	33.9	607	28.6	579	28.6	614	32.5	497	27.4
計	25,189	84.7	24,549	82.6	23,033	81.4	23,022	87.3	21,751	85.6	

初期血液検査	2,088	98.3	2,037	95.9	1,975	97.7	1,849	98.4	1,810	99.7
子宮頸がん検診	2,064	97.1	2,013	94.8	1,949	96.4	1,839	89.0	1,792	98.7
HTLV-1	2,026	95.3	1,968	92.7	1,885	93.3	1,828	97.2	1,749	96.3
クラミジア	2,004	94.3	1,958	92.2	1,896	93.8	1,823	97.0	1,744	96.0
県外受診者(実)	155	—	160	—	105	—	111	—	106	—
県外受診者(延)	749	—	779	—	517	—	516	—	461	—

妊婦健診の公費負担拡充の経緯

- ・ 平成9年度より全妊婦に対し妊婦一般健康診査3回分の受診票を交付し、健診費用を助成。
- ・ 平成17年度より全妊婦に対し妊婦一般健康診査5回分の受診票を交付し、健診費用を助成。
- ・ 平成18年度より第3子以降の妊婦に対し妊婦一般健康診査14回分の受診票を交付し健診費用を助成。(県ふくい3人っこ応援プロジェクト)
- ・ 平成20年度より第1、2子の妊婦に対し妊婦一般健康診査7回分の受診票を交付し、健診費用を助成。(市単独)
- ・ 平成21年1月27日より、全妊婦に対し妊婦一般健康診査14回分の受診票を交付し、健診費用を助成。さらに、初期血液検査1回分と子宮頸がん検診1回分の助成が追加となる。県外受診者の還付も開始する。
- ・ 平成22年10月6日より、HTLV-1抗体検査が標準的な検査項目に追加となる。
(平成22年10月6日付厚生労働省通知「妊婦健診の実施について」の一部改正)
- ・ 平成23年4月1日より、性器クラミジア検査が標準的な検査項目に追加となる。
(平成23年3月9日付厚生労働省通知「妊婦健診の実施について」の一部改正)
- ・ 令和4年4月1日より、多胎の妊婦に対し妊婦一般健康診査19回分の受診券を交付し、健診費用を助成。

(4)新生児聴覚検査

母子保健法12条・13条及び厚生労働省子ども家庭局母子保健課長通知「新生児聴覚検査の実施について」(平成29年12月28日改正)に基づき、聴覚障害の早期発見・早期療育を図るため、生後間もなく産科医療機関で実施しています。

初回検査結果 (人)

		令和4年度
該当者数		1,788
受検者数		1,737
受検結果	パス	1,719
	リファーマー	18
	結果不明	0
実施率(%)		97.1

※ 令和4年度から4月1日以降に出生した児を対象に公費助成を開始。

(5)乳児健康診査

母子保健法第 13 条に基づき、乳児の成長・発達の重要な月齢に、疾病や異常の早期発見および成長発達を確認するとともに、育児不安の軽減を図るため、1 か月・4 か月・10 か月児健康診査を実施しています。身体計測、問診、診察等。医療機関からの連絡の他、受診票の記載内容から、母の精神面の気がかりさや育児・離乳食に関する相談の記載がある等のケースについて、地区担当保健師や栄養士が電話・訪問などで対応しています。

2-5-1 1月児健康診査

①対象者：1 か月児健診：満 1 か月を超え満 3 か月に達していない乳児

②実施形態：個別方式（県内の医療機関で受診）

※ 1 か月児健診は産科医療機関で受診

※ 1 か月児健診のみ、県外で受けた場合の費用を還付している。

(人)

		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
該当者数 (A)		2,097	2,024	1,885	1,906	1,782
受診者数 (B)		2,057	1,988	1,840	1,883	1,756
受診率 (%) (B)/(A)		98.1	98.2	97.6	98.8	98.5
(再掲) 県外受診者数		116	119	87	95	79
指導区分	異常なし	1,848	1,795	1,683	1,647	1,579
	要指導	23	30	31	16	14
	要精密健診	33	22	14	25	37
	要治療	47	38	41	73	47
	要経過観察	106	103	71	122	79
異常実人数 (C)		363	309	355	439	345
率 (%) (C)/(B)		17.6	15.5	19.3	23.3	19.7
総数		411	348	384	491	383
栄養・ 発育の 異常	やせ	21	25	11	16	23
	肥満	0	0	0	0	1
	その他	3	4	3	5	8
形態異常	大頭・小頭	2	0	0	0	2
	口唇口蓋裂	8	1	4	4	3
	斜頸	1	1	2	2	0
	ヘルニア	18	27	26	31	23
	停留睾丸	1	0	0	0	0
	外・内反足	0	0	1	0	1
	その他	23	27	24	36	21
皮膚の異常		189	135	217	264	192
胸部 腹部 の 異常	心疾患	41	36	28	47	45
	呼吸器系疾患	0	1	0	1	0
	消化器系疾患	5	3	0	2	1
	造血器系疾患	4	7	0	8	2
	内分泌系疾患	0	0	0	0	0
	泌尿器系疾患	3	1	1	3	5
耳鼻の異常		2	1	1	2	1

眼の異常	0	2	0	0	3
筋緊張の異常	5	3	2	4	2
発達の異常	2	1	1	3	2
開排制限	14	10	3	5	10
その他	69	63	60	58	38

※ 受診者に県外で受診し、受診費用の助成をした者を含む。

2-5-2 4か月児健康診査

- ① 対象者：満4か月を超え満7か月に達しない乳児
- ② 実施形態：個別方式（県内の医療機関で受診） 指定医療機関で受診
（市内40か所4月1日時点）

（人）

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
該当者数 (A)		2,145	2,099	1,988	1,957	1,867
受診者数 (B)		2,069	2,035	1,921	1,890	1,798
受診率 (%) (B)/(A)		96.5	97.0	96.6	96.6	96.3
指導区分	異常なし	1,842	1,849	1,767	1,664	1,559
	要指導	21	30	13	30	38
	要精密健診	20	11	16	23	28
	要治療	68	52	44	75	90
	要経過観察	118	93	81	98	83
異常実人数 (C)		347	288	268	332	360
率 (%) (C)/(B)		16.8	14.2	14.0	17.6	20.0
総数		419	345	312	389	416
栄養・ 発育の 異常	やせ	31	25	15	24	29
	肥満	12	9	5	10	9
	その他	11	12	7	14	22
形態異常	大頭・小頭	4	1	0	0	5
	口唇口蓋裂	9	3	2	4	3
	斜頸	1	0	0	0	1
	ヘルニア	17	10	9	9	7
	停留睾丸	2	3	4	5	1
	外・内反足	0	2	0	0	0
	その他	17	13	15	14	13
皮膚の異常		154	151	141	172	198
胸腹部の 異常	心疾患	18	19	12	13	17
	呼吸器系疾患	0	0	1	2	2
	消化器系疾患	2	0	1	0	0
	造血器系疾患	2	3	0	0	3
	内分泌系疾患	0	0	0	0	0
	泌尿器系疾患	0	1	0	3	1

疾病および異常
(1人2種以上を含む)

耳鼻の異常	11	6	4	5	9
眼の異常	6	4	4	6	6
筋緊張の異常	17	13	14	11	6
発達 of 異常	43	28	23	33	29
開排制限	11	9	10	12	16
その他	51	33	45		39

2-5-3 10か月児健康診査

- ① 対象者：満10か月を超え満1歳1か月に達しない乳児
 ② 実施形態：個別方式（県内の医療機関で受診）指定医療機関で受診
 （市内40か所4月1日時点）

（人）

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
該当者数 (A)		2,197	2,109	2,050	1,855	1,911	
受診者数 (B)		2,123	2,026	2,010	1,787	1,836	
受診率 (%) (B)/(A)		96.6	96.1	98.0	96.3	96.1	
指導区分	異常なし	1,883	1,821	1,822	1,574	1,604	
	要指導	22	13	12	18	26	
	要精密健診	12	17	13	20	16	
	要治療	49	46	40	61	56	
	要経過観察	157	129	123	114	134	
疾病及び異常（1人2種以上を含む）	異常実人数 (C)	333	275	278	284	324	
	率 (%) (C)/(B)	15.7	13.6	13.8	15.9	17.6	
	総数	405	358	336	343	389	
	栄養・ 発育の 異常	やせ	42	32	28	26	51
		肥満	11	10	6	7	8
		その他	23	16	18	13	33
	形態異常	大頭・小頭	3	3	3	4	10
		口唇口蓋裂	4	3	1	0	1
		斜頸	1	0	0	0	0
		ヘルニア	8	8	6	3	3
		停留睾丸	8	2	9	8	12
		外・内反足	1	0	0	0	1
		その他	9	14	9	13	12
	皮膚の異常	99	86	100	112	118	
胸腹部の異常	心疾患	13	13	12	12	7	
	呼吸器系疾患	0	3	0	0	1	
	消化器系疾患	1	0	0	0	1	
	造血器系疾患	1	2	0	2	2	
	内分泌系疾患	0	0	0	0	0	
	泌尿器系疾患	0	0	0	1	5	
耳鼻の異常	3	10	3	5	3		

眼の異常	6	5	5	10	6
筋緊張の異常	11	17	16	14	17
発達の異常	64	77	59	58	56
開排制限	0	0	0	0	0
その他	97	57	61	55	42

(6) 幼児健康診査

2-6-1 1歳6か月児健康診査

母子保健法第 12 条に基づき、乳児の成長・発達の重要な月齢に、疾病や異常の早期発見および成長発達を確認するとともに、育児不安の軽減を図るため、1歳6か月児健康診査を実施しています。

- ① 対象者：満1歳6か月を超え満2歳に達していない幼児
- ② 実施形態：集団方式 市健康管理センター 月3回
- ③ 健診内容：問診、身体計測、内科・歯科診察、保健・栄養・歯科相談
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、歯科教室、栄養教室は個別相談に変更。
- ④ スタッフ：医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、保育士
- ⑤ フォロー状況：児の精神発達面や母の精神面・養育状況の気かりさがある等のケースには、幼児相談会、発達相談会、親と子の遊びの教室（きらきら教室）の紹介、地区担当保健師や栄養士による電話・訪問などを実施しています。

(人)

		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	
該当者数 (A)		2,197	1,894	2,239	1,961	1,870	
受診者数 (B)		2,158	1,867	2,200	1,894	1,798	
受診率 (%) (B)/(A)		98.2	98.6	98.3	96.6	96.1	
指導 区分	異常なし	1,474	1,373	1,565	1,310	1,351	
	要指導	117	108	113	108	76	
	要精密健診	56	37	41	37	48	
	要治療	93	57	64	58	86	
	要訪問	418	292	417	381	237	
疾病および異常 (要経過観察含む・ 1人2種以上を含む)	異常実人数 (C)	683	493	636	577	447	
	率 (%) (C)/(B)	31.6	26.0	28.9	30.5	24.9	
	総数	990	744	950	827	650	
	栄養・ 発育の 異常	やせ	9	11	7	12	12
		肥満	18	28	25	10	20
		その他	7	17	10	6	4
	形態 異常	大頭・小頭	2	3	4	1	1
		口唇口蓋裂	1	2	4	1	1
		O・X脚	11	4	2	5	4
		ヘルニア	10	5	5	7	4

	停留睾丸	14	10	3	10	12
	外・内反足	5	4	4	0	3
	その他	19	11	23	13	14
皮膚の異常	湿疹	25	20	17	10	10
	アトピー性皮膚炎	20	14	7	12	12
	その他	24	16	34	16	35
胸腹部異常	心疾患	21	14	10	20	17
	呼吸器系疾患	6	5	2	2	3
	消化器系疾患	3	4	2	0	0
	造血器系疾患	3	2	1	1	0
	内分泌系疾患	0	0	0	0	2
	泌尿器系疾患	4	0	3	2	3
耳鼻の異常		16	8	9	8	13
眼の異常		22	7	14	10	12
筋緊張の異常		5	4	6	4	6
発達の異常	未歩行	31	18	15	15	13
	多動	140	86	111	114	54
	その他	186	177	199	179	111
言葉の異常	言葉遅れ	308	217	331	271	250
	その他	13	6	12	7	2
その他	てんかん	0	0	0	1	1
	ダウン症候群	5	3	4	0	3
	気になる行動	16	4	34	21	3
	育児の心配	7	5	7	10	2
	養育について	38	35	45	59	23
	その他	1	4	0	0	0

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和元年度3月の健診を延期し令和2年度に実施。

1歳6か月児歯科健康診査

(人)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
健診該当者数 (A)	2,197	1,894	2,239	1,961	1,870	
歯科受診者数 (B)	2,158	1,867	2,200	1,894	1,798	
受診率 (%) (B)/(A)	98.2	98.6	98.3	96.6	96.1	
判定	正常	2,072	1,763	2,104	1,830	1,758
	要指導	61	87	66	55	23
	要治療	20	16	30	9	16
	要精検	5	1	0	0	1
	不明	0	0	0	0	0
虫歯のある幼児数 (C)	32	15	27	9	16	

同率 (%) (C)/(B)	1.5	0.8	1.2	0.5	0.9	
1人当たりの虫歯の数	2.9	2.8	2.5	2.6	2.6	
その他の所見	反対咬合	85	75	79	78	67
	上顎前突	18	17	16	19	26
	口唇口蓋裂	0	2	4	0	1
	開咬	7	8	8	9	9

1歳6か月児精密健康診査

- ① 対象者：1歳6か月児健康診査を受診した幼児のうち、身体面又は精神発達面について、医療機関で専門的な診察を受けることが適当と思われ、かつ精密健康診査を受診することに保護者等の同意のある幼児
- ② 実施形態：個別方式 保護者等が希望する医療機関
- ③ 受診票配付方法：1歳6か月児健康診査時に配付
- ④ 健診内容：疾病や異常の状況により、専門医師が必要と判断した検査
- ⑤ スタッフ：保護者が希望する医療機関の専門医師及びその他従事者
- ⑥ 自己負担額：初回受診分のみ無料
- ⑦ フォロー状況：未受診者に対し、電話・通知などで受診勧奨

(件)

区分	平成30年度			令和元年度			2年度			3年度			4年度			
	異常なし	経過観察	要医療	異常なし	経過観察	要医療	異常なし	経過観察	要医療	異常なし	経過観察	要医療	異常なし	経過観察	要医療	
受診者延件数	54			32			23			30			29			
検査内容	行動発達 言語発達	0	13	7	1	2	2	0	6	3	0	10	3	1	1	3
	心臓及び循環器	4	0	1	4	1	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0
	腹部及びヘルニア	0	2	2	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	2
	外陰部及び四肢	5	9	0	6	5	2	3	3	0	2	4	0	7	5	1
	皮膚	0	1	1	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	眼科	2	5	0	1	1	0	0	2	1	0	3	0	2	2	1
	耳鼻	1	0	0	2	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	0
	その他	0	1	0	1	2	2	0	0	0	1	2	0	1	2	0

2-6-2 3歳児健康診査

母子保健法第12条に基づき、乳児の成長・発達の重要な月齢に、疾病や異常の早期発見および成長発達を確認するとともに、育児不安の軽減を図るため、3歳児健康診査を実施しています。

- ① 対象者：満3歳を超え満4歳に達しない幼児
- ② 実施形態：集団方式 福井市健康管理センター 月4回
- ③ 健診内容：問診、身体計測、内科・歯科診察、尿検査、視力検査・屈折検査、聴力検査、保健・栄養、歯科指導
- ④ スタッフ：医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士、保育士
- ⑤ フォロー状況：児の精神発達面や母の精神面・養育状況の気付きがある等のケースについて、幼児相談会や発達相談会、地区担当保健師、栄養士による電話・訪問などを実施。

(人)

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
該当者数 (A)		2,321	2,025	1,315	2,017	2,077	
受診者数 (B)		2,249	1,959	1,278	1,941	1,992	
受診率 (%) (B)/(A)		96.9	96.7	97.2	96.2	95.9	
指導区分	異常なし	1,137	1,019	709	1,130	1,190	
	要指導	303	267	149	252	182	
	要精密健診	518	431	243	327	361	
	要治療	119	63	72	86	130	
	要訪問	172	179	105	146	129	
肥満度測定	30%以上	4	4	6	11	5	
	20～29%	36	35	10	20	33	
	15～19%	91	75	53	62	63	
	-14～14%	2,109	1,836	1,204	1,843	1,880	
	-19～-15%	6	9	3	3	11	
	-20%以下	2	0	2	1	0	
尿検査	受診率 (%)	73.8	74.0	86.8	90.2	89.4	
	蛋白	+ -	370	395	313	455	519
		+	27	14	15	19	18
		++	0	0	0	2	0
	糖	+ -	5	4	12	10	9
		+	1	0	1	1	2
++		0	0	1	1	0	
以上を含む) 疾病および異常(要経過観察含む・1人2種	異常実人数 (C)	1175	940	569	811	802	
	率 (%) (C)/(B)	52.2	48.0	44.5	41.8	40.9	
	総数	1701	1,559	955	1,222	1,099	
	栄養・発育の異常	やせ	3	7	4	6	6
		肥満	28	41	12	21	29
		低身長	22	16	7	13	11
		その他	6	4	0	0	2
	形態異常	停留睪丸	11	5	3	5	2
		外・内反足	4	3	0	2	1
		O・X脚	9	4	2	3	5
その他		16	12	10	15	20	
皮膚の異常	湿疹	17	18	7	10	12	
	アトピー性皮膚炎	15	16	5	9	6	
	その他	23	24	15	17	13	

胸腹部異常	心疾患	21	12	11	13	14
	呼吸器系疾患	3	5	3	3	5
	消化器系疾患	1	1	1	2	2
	造血器系疾患	3	4	0	0	3
	内分泌系疾患	2	0	1	0	1
	泌尿器系疾患	280	63	56	88	81
耳鼻の異常		27	33	12	23	15
眼の異常		437	427	347	372	336
筋緊張の異常		0	1	1	0	0
発達の異常	多動	162	159	101	151	131
	その他	307	341	157	234	213
言葉の異常	言葉遅れ	135	156	40	68	78
	発音異常	69	85	35	38	42
	その他	26	35	49	21	25
その他	てんかん	0	1	1	1	1
	ダウン症候群	1	2	3	4	4
	気になる行動	40	27	32	50	10
	育児の心配	3	9	4	4	5
	養育について	30	33	36	49	26
	その他	0	15	0	0	0

※ 平成 29 年度から目の屈折検査を導入。

※ 令和 2 年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和 2 年 3 月から健診を中止し、令和 2 年 9 月から再開。対象年齢を 3 歳 1 か月児からから 3 歳 7 か月児に変更。

3歳児歯科健康診査

(人)

		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
該当者数 (A)		2,321	2,025	1,315	2,017	2,077
受診者数 (B)		2,248	1,959	1,278	1,941	1,992
受診率 (%) (B)/(A)		96.9	96.7	97.2	96.2	95.9
判定	正常	1,895	1,733	1,054	1,633	1,660
	要指導	108	58	50	55	99
	要治療	245	168	174	253	229
	要精検	0	0	0	0	4
虫歯のある幼児数 (C)		302	198	196	244	235
同率 (%) (C)/(B)		13.4	10.1	15.3	12.6	11.8
1 人当りの虫歯の数		2.4	2.3	2.6	2.5	2.7
その他の所見	反対咬合	119	108	65	124	115
	上顎突出	27	42	15	55	68
	口唇口蓋列	3	3	0	4	2
	開咬	40	31	30	34	38

3歳児精密健康診査

(件)

区 分	平成30年度			令和元年度			2年度			3年度			4年度			
	異常なし	経過観察	要医療	異常なし	経過観察	要医療	異常なし	経過観察	要医療	異常なし	経過観察	要医療	異常なし	経過観察	要医療	
受診者 延件数	491			381			228			280			326			
検査内容	行動発達 言語発達	1	23	15	3	8	15	0	10	6	0	9	11	0	4	10
	心臓及び 循環器	4	1	0	2	1	1	2	0	0	4	1	0	3	2	0
	腹部及び ヘルニア	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	外陰部 及び四肢	6	6	1	1	1	0	3	6	0	1	3	0	6	2	1
	皮膚	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	眼科	29	285	56	32	147	144	21	95	68	26	140	57	34	96	143
	耳鼻	1	2	0	1	1	4	0	1	1	1	2	2	0	2	1
	その他	36	23	0	2	13	4	3	12	0	8	15	0	3	17	1

※ 平成29年度より、3歳児健診に目の屈折検査を導入。屈折異常が疑われる場合は精密健診の受診を勧奨。

(7)母子訪問指導事業

母子保健法第10条、第11条及び第17条、並びに第19条に基づき妊産婦・新生児訪問指導及び未熟児訪問指導を実施しています。

(件)

	平成30年度		令和元年度		2年度		3年度		4年度	
	訪問	電話	訪問	電話	訪問	電話	訪問	電話	訪問	電話
妊産婦	1,144	817	1,103	632	1,056	715	1,363	656	1,309	622
新生児	82	34	54	45	48	106	36	56	31	57
未熟児	115	59	110	11	83	7	110	25	73	8
乳児	1,138	673	1,190	690	1,114	1,343	1,777	540	1,628	502
幼児	233	1,016	171	1,010	143	856	56	933	33	610
その他	—	—	19	102	9	47	9	60	3	41
合計	2,712	2,599	2,647	2,490	2,453	3,074	3,351	2,270	3,077	1,840

※ 平成21年度より「新生児」は生後1か月未満、「乳児」は生後1か月以上1歳未満の児。

※ 平成25年度から未熟児の訪問指導が母子保健法の改正により、福井県から福井市へ移譲された。「新生児」「乳児」は、「未熟児」を除く訪問件数

【再掲】 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
対象者数(人)	2,054	2,007	1,898	1,854	1,767
訪問実人数(人)	2,042	1,998	1,889	1,844	1,760
訪問率(%)	99.4	99.5	99.5	99.5	99.6

(8)教育・相談事業

母子保健法第9条、10条、第11条に基づき、母子の健康の保持増進のため、妊娠、出産育児に関する正しい知識の普及を図るとともに、必要な保健指導を行うため、母子保健に関する健康教室や健康相談を実施しています。

プレママ教室

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
実施回数(回)	—	—	—	6	9
参加者数(組)	—	—	—	99	162

パパママ教室

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
実施回数(回)	5	3	4	4	—
参加者数(組)	177	124	102	204	—

※ 令和4年度よりパパママ教室はプレママ教室に統合

助産師ママくらぶ

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
実施回数(回)		16	35	31	36	36
参加者数(組)		146	500	501	557	567
内訳 (人)	乳児	146	496	500	557	567
	幼児	0	0	0	0	0
	妊婦	0	4	1	0	0

助産師相談

	令和2年度	3年度	4年度
実施回数(回)	8	14	12
個別相談(件)	21	27	22

カウンセラー相談

	令和2年度	3年度	4年度
実施回数(回)	—	22	12
個別相談(件)	—	32	21

にこにこ子育て相談会

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
実施回数(回)		12	11	10	12	10
来所者数(組)		892	683	370	385	290
内訳(人)	乳児	733	501	259	301	212
	幼児	159	182	76	84	78
保健相談(件)		435	247	118	182	150
栄養相談(件)		259	188	135	121	92
計測者数(人)		892	683	370	385	290

離乳食教室

	平成30年度		令和元年度		2年度		3年度		4年度	
	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目	1回目	2回目
該当者数(組)	2,090		2,056		1,609		1,901		1,845	
回数(回)	36	24	35	23	30	20	24	12	24	12
参加者数(人)	778	630	755	619	464	357	576	453	585	452
参加率(%)	37.2	30.1	36.7	30.1	28.8	22.2	30.8	25.0	31.7	24.5

※1回目:生後5か月児対象 2回目:生後7か月児対象

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月下旬から中止し、令和2年6月から再開。

幼児相談会(2歳児・3歳児)

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
実施回数(回)		12	11	10	13	5
該当者数(人) (A)		477	314	279	454	173
参加者数(人) (B)		224	148	153	221	81
参加率(%) (B)/(A)		47.0	47.1	54.8	48.7	46.8
結果 (人)	異常なし	27	10	19	17	11
	経過観察	166	123	110	163	47
	他機関紹介	31	15	24	41	23
アンケート回収数(C)		416	274	250	395	150
アンケート回収率(%) (C)/(A)		87.2	87.3	89.6	87.0	86.7

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月から中止し、令和2年6月から再開

※ 令和3年度より、「2歳児相談会」から「幼児相談会(2歳児・3歳児)」へ名称変更。

幼児相談会（4歳児）

	平成30年度		令和元年度		2年度		3年度		4年度		
	3歳 6か月	発達	3歳 6か月	発達	3歳 6か月 *1	発達 *2	4歳	発達	4歳	発達	
実施回数（回）	11		11		12		12		5	29	
該当者数(人)(A)	235	—	211	—	124	—	193	—	85	—	
参加者数(人)(B)	127	28	132	28	70	54	92	61	39	101	
参加率(%) (B)/(A)	54.0	—	62.3	—	56.5	—	39.5	—	45.9	—	
結果 (人)	異常なし	26	4	27	4	18	8	24	15	11	18
	経過観察	41	14	41	10	7	7	47	20	19	34
	他機関紹介	60	10	64	14	45	39	21	26	9	49
アンケート回収数(C)	199	—	188	—	112	—	154	—	52	—	
アンケート回収率 (%) (C)/(A)	84.7	—	89.1	—	90.3	—	79.8	—	89.7	—	

*1：3歳6か月児相談会、*2：発達相談会 併せて「幼児相談会」として開催。

※ 令和3年度より、「幼児相談会」から「幼児相談会（4歳児）」へ名称変更。

※ 令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置として、9月以降は幼児相談会（2歳児・3歳児・4歳児）を中止。事業体制及び内容等を検討し、言語聴覚士等の専門職が個別相談する発達相談会として実施回数を増やし事業を実施。

親と子の遊びの教室「きらきら教室」

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
きらきら 教室	回数（回）	12	11	9	12	3
	参加実人数	28	30	13	18	9
	参加延人数	113	102	47	73	15
きらきら 親子の会	回数（回）	—	—	—	6	0
	参加実人数				4	0
	参加延人数				17	0

※ 新型コロナウイルス感染拡大防止の措置として令和2年3月から中止し、令和2年7月に再開。その後、令和4年7月から再び中止。中止期間中は言語聴覚士等の専門職が個別相談にて助言指導を実施。

健康管理センター健康教室及び健康相談

		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
健康管理センター教室	回数（回）	5	6	6	5	3
	参加者数（人）	175	223	200	138	70
地区教室地区相談会	回数（回）	40	33	8	9	3
	参加者数（人）	399	276	42	65	11
健康管理センター個別相談	電話件数(件)	335	272	444	409	300
	来所件数(件)	98	—	—	—	—

(9) 口腔衛生啓発事業

1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査において歯科衛生士等による個別指導を実施しています。また0歳から1歳ごろまでを対象とした親子歯の教室を実施しています。

1歳6か月児 歯の教室

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
教室回数(回)	48	44	29	36	39
教室参加者数(人)	1,565	1,430	0	0	0
相談人数(人)	173	127	536	1,200	990
相談件数(件)	173	127	536	1,200	990

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月から健診を中止し、令和2年6月から再開。歯の教室は令和2年9月から再開し、個別相談のみ実施。

3歳児歯の教室

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
教室回数(回)	48	44	29	48	53
教室参加者数(人)	1,596	1,558	0	0	0
相談人数(人)	176	149	650	1,595	1,417
相談件数(件)	176	149	650	1,595	1,417

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年3月から健診を中止し、令和2年9月から再開。対象年齢を3歳から3歳6か月に変更し、歯の教室は個別相談のみ実施。

親子歯の教室

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
教室回数(回)	8	7	6	5	3
参加組数(組)	247	212	47	102	73
相談件数(件)	46	37	97	33	9

※ 令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、講義は行わず個別相談のみ実施。令和4年度より「0さいからの歯みがき教室」として講演会を実施。

(10) 特定不妊治療費助成事業

(件)

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
申請延件数		382	—	—	—	—
助成延件数		382				
内訳	1回目	253				
	2回目	129				

※ 令和元年度から特定不妊治療費助成事業は福井市保健所に移管。

(11)ふくっこ応援事業

令和5年1月から伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業実施要綱に基づき、母子健康手帳交付時の面談、妊娠8か月時の支援、赤ちゃん訪問時の面談を通して、妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊娠の届出や出生の届出を行った妊婦・子育て世帯等に対し、出産育児関連用品の購入費助成や子育て支援サービスの利用負担を軽減を図る出産・子育て応援給付金を一体的に実施しています。

<伴走型支援>

- ① 対象：福井市に住所を有する妊婦、出生した児を養育する者
- ② 実施方法：来所、訪問等の面談、電話
- ③ 実施内容：妊娠時面談、妊娠8か月時の電話、アンケート・希望者への面談、赤ちゃん訪問時面談

<出産・子育て応援給付金>

- ① 支給対象者：出産応援ギフト（妊娠時）、子育て応援ギフト（出生時）

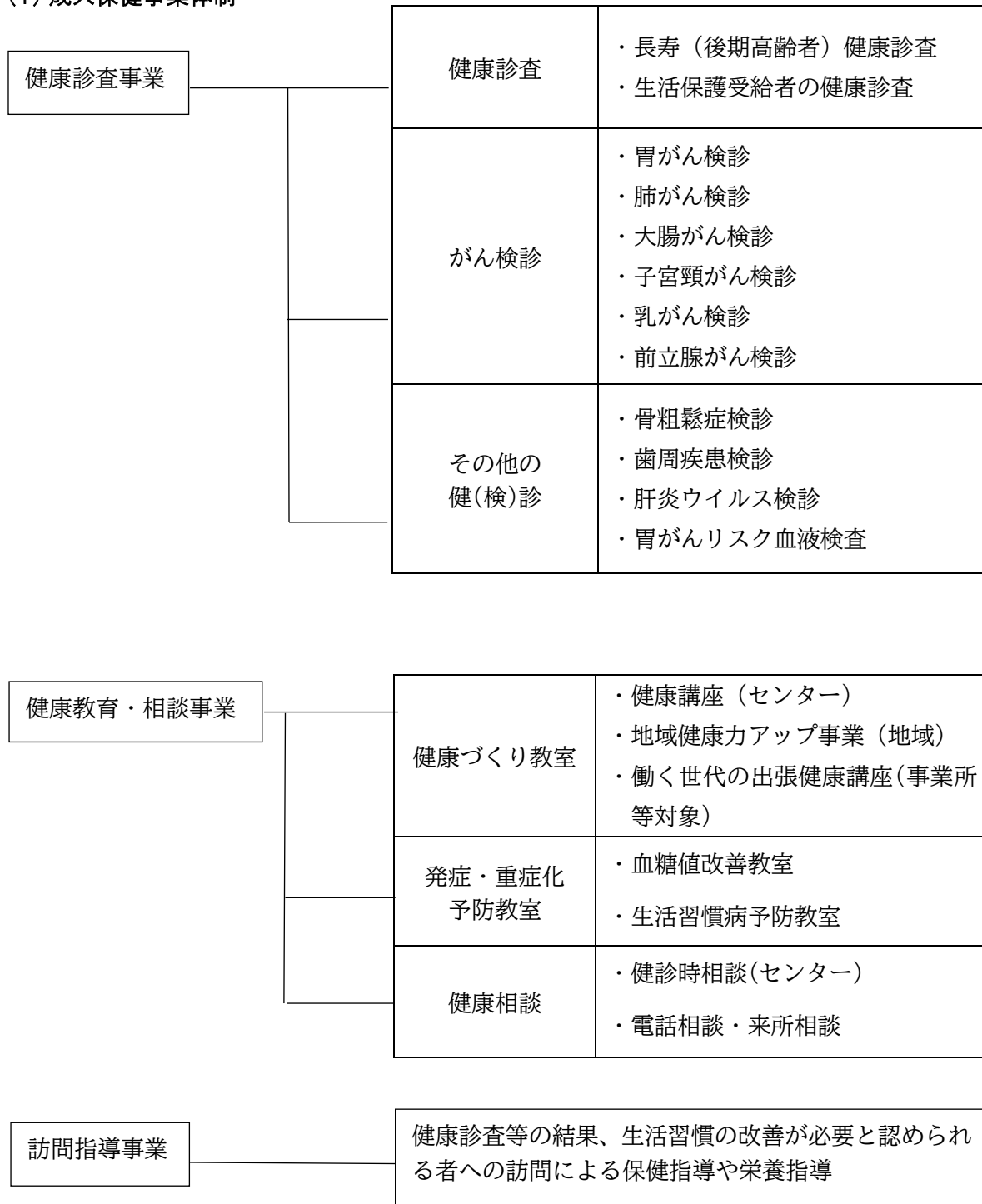
令和4年度 出産・子育て応援給付金給付数

(件)

	出産応援ギフト	子育て応援ギフト (事業開始前遡及分)	子育て応援ギフト (事業開始～令和5年3月)
令和4年度	1,922	1,376	86

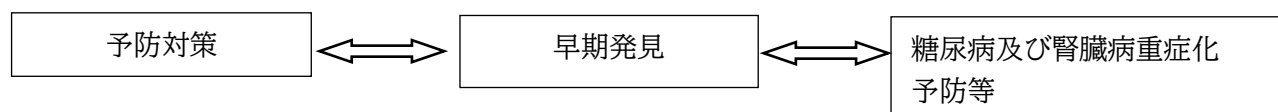
3 成人保健に関すること

(1) 成人保健事業体制

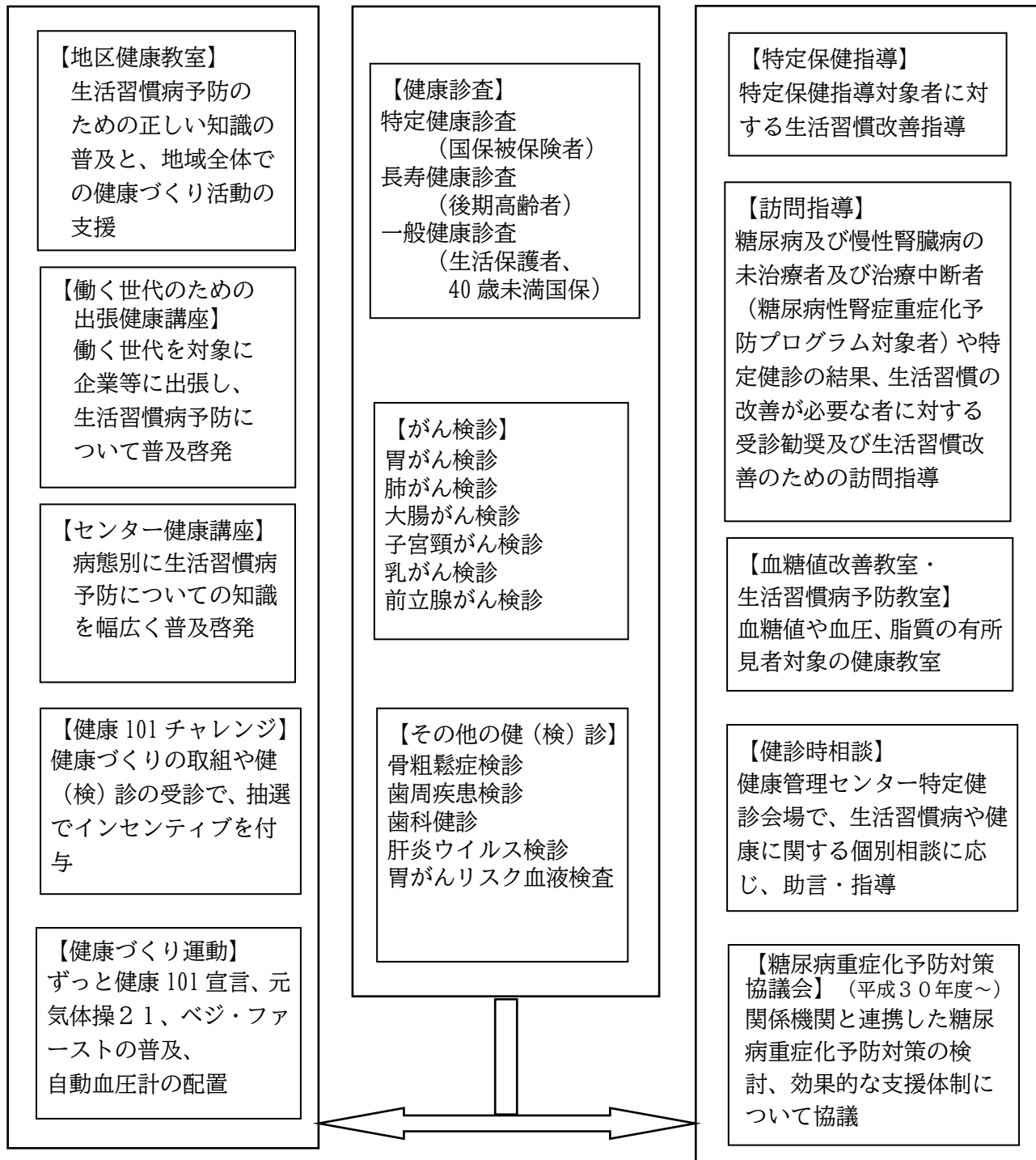


(2)事業体系

【事業目標】 1 糖尿病及び糖尿病性腎症の重症化を予防し、人工透析への移行を防止する。
2 市民が健康づくりに取り組み、健康的な生活習慣の定着に繋がるよう支援する。



対象者への個別通知、受診勧奨



《関係法令》健康増進法第17条、第19条の2、高齢者の医療の確保に関する法律第18条第1項
《関係計画》健康日本21(第2次)、第4次元気な福井の健康づくり応援計画、健康ふくふくプラン21(第2次福井市健康増進計画)、第七次福井市総合計画

(3)特定健康診査以外の健康診査

3-3-1 長寿(後期高齢者)健康診査

平成 20 年 4 月施行「高齢者の医療の確保に関する法律」では、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずることとしています。これに基づき、後期高齢者の健診については、広域連合の努力義務とされました。福井県後期高齢者医療広域連合の補助をうけ、後期高齢者医療の被保険者に対し、生活習慣病の発症や重症化の予防及び心身機能の低下防止を目的として、健康診査を実施しています。

(人)

		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
対象者数(A)		35,273	36,005	36,538	36,299	36,653
受診者数(B)		6,450	6,706	5,122	4,936	5,785
受診率 (%) (B/A)		18.3	18.6	14.0	13.6	15.8
内 訳	集団健診	3,496	3,591	1,556	1,767	2,057
	医療機関健診	2,954	3,115	3,566	3,169	3,728

※ 事業主体：(医療保険者) 福井県後期高齢者医療広域連合。平成 29 年度から、入院入所者を除く。

3-3-2 一般健康診査

健康増進法(平成 14 年法律第 103 号) 第 19 条の 2 に基づく健康増進事業として「健康増進事業実施要領」に定められている、健康増進法施行規則第 4 条の 2 第 4 号に規定する者に対し、生活習慣病に着目した健康診査を実施しています。

生活保護受給者の健康診査

(人)

		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
対象者数(A)		1,867	1,839	1,898	1,995	2,133
受診者数(B)		113	122	139	183	162
受診率 (%) (B/A)		6.1	6.6	7.3	9.2	7.6
内 訳	集団健診	28	38	17	36	27
	医療機関健診	85	84	122	147	135

39歳以下の健康診査(国保フレッシュ健診) (人)

年 度	平成 29 年度	30 年度
受診者数	248	219

※ 令和元年度から、対象者は市国保加入者に変更。保険年金課に移管。

(4)がん検診

健康増進法第 19 条の 2、および感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 53 条第 2 項に基づき、がんの死亡者の減少を実現するため、厚生労働省の「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」で定められている胃がん、子宮頸がん、肺がん、乳がん、大腸がんの検診を実施しています。

<各がん検診の受診率等の考え方について>

平成 21 年度から、受診率は国勢調査を基に算出した県独自調査による就業者を引いた対象者数にて算定。(人間ドックは含まない)

表中の※1～4 について

- ※1 未受診：要精密検査であったが、精密検査を受けなかった者。
- ※2 未把握：要精密検査で検査結果が判明しなかった者。
- ※3 子宮がん検診重複受診者：平成 26 年度までは無料クーポン対象者で計上、平成 27 年度からは受診履歴から把握。
- ※4 胃(29 年度～)・子宮頸・乳がん検診受診率
：(前年度受診者総数+当該年度受診者総数-2 年連続受診者数) ÷ 当該年度の対象者数 × 100

・胃がん検診

- ① 対象：40 歳以上
- ② 検診項目：問診、胃部エックス線検査又は胃鏡検査
 - ※平成 28 年度から、胃がん検診に内視鏡検査（50～74 歳）を追加し、選択可能としている
 - ※令和 3 年度から、40～49 歳で障がい等により胃部エックス線検査が困難な場合、胃内視鏡検査を実施（市独自事業）
- ③ 検診間隔：2 年に 1 回
- ④ 指針改正：H28 年度から、検査項目は、胃部エックス線又は胃内視鏡検査のいずれかとする。胃内視鏡検査の対象者は 50 歳以上の者を対象とする。ただし胃部エックス線については当分の間 40 歳以上を対象として差し支えない。

(人)

		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
対象者数 (A)		73,626	73,626	73,626	73,626	70,691
受診者数	40 歳以上	5,737	3,869	3,926	3,995	4,197
	39 歳以下	10	9	5	1	2
	総数 (B)	5,747	3,878	3,931	3,996	4,199
	内訳	集団検診	3,735	2,115	1,990	2,001
医療機関検診						
	エックス線検査	408	288	426	302	368
	内視鏡検査	1,604	1,475	1,515	1,693	1,803
受診率 (%) ※4		12.3	13.1	10.6	10.8	11.6
要精密検査者数 (C)		448	295	269	282	295
要精密検査率 (%) (C) / (B)		7.8	7.6	6.8	7.1	7.0

精密検査内訳	異常認めず	102	26	15	18	—
	がんであった者	8	3	15	7	
	がんの疑いのある者	14	2	1	2	
	がん以外の疾患の者	250	210	178	185	
	未受診 ※1	50	30	2	0	
	未把握 ※2	24	24	58	70	
40歳代の障がい等による内視鏡検査		—	—	—	2	0

・子宮頸がん検診

① 対象：20歳以上の女性（妊婦健診を含む）

② 検診項目：問診、視診、内診、細胞診

③ 検診間隔：2年に1回

(人)

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
対象者数		52,721	52,721	52,721	52,721	49,750	
受診者数	20歳以上 (A)	9,033	9,588	8,343	9,175	8,561	
	19歳以下 (B)	0	0	0	0	0	
	妊婦健診	20歳以上	2,030	1,893	1,813	1,732	1,783
		19歳以下	13	13	10	12	9
	総数		11,076	11,494	10,166	10,919	10,353
	内訳	集団検診	2,654	2,743	1,450	2,160	2,007
		医療機関検診〈妊婦含む〉	8,422	8,751	8,716	8,759	8,346
(再掲) 重複受診者 ※3		508	540	536	493	545	
受診率 (%) ※4		41.2	41.8	40.1	39.1	41.7	
要精密検査者数〈妊婦除く〉 (C)		217	189	170	164	159	
要精密検査率 (%) (C) / (A) + (B)		2.4	2.0	2.0	1.8	1.9	
精密検査内訳	異常認めず	18	28	34	40	—	
	がんであった者	4	7	2	1		
	異形成であった者	86	83	71	63		
	がんの疑いのある者	0	0	0	0		
	がん及び異形成以外の疾患の者	45	26	25	16		
	未受診※1	18	15	0	0		
	未把握※2	46	30	38	44		

※ 平成21年度から、子宮頸がん検診は妊婦健診を含む。

※ 平成29年度から、子宮頸がん検診における妊婦健診の数は、同一年度に子宮頸がん検診を受診した者を除く。

・肺がん検診

① 対象：40歳以上

② 検診項目：質問(問診)、胸部エックス線検査、喀痰細胞診

65歳以上を対象とする胸部エックス線検査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第53条の2第3項に規定する結核に係る定期の健康診断を兼ねる。

③ 検診間隔：1年に1回

胸部エックス線検査

(人)

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
対象者数 (A)		73,626	73,626	73,626	73,626	70,691
受診者数	40歳以上	14,591	14,307	10,689	11,727	11,698
	39歳以下	53	44	16	18	34
	総数 (B)	14,644	14,351	10,705	11,745	11,732
	内訳					
	集団検診	9,511	9,326	5,166	6,289	5,802
	医療機関検診	5,133	5,025	5,539	5,456	5,930
受診率 (%) (B) / (A)		19.9	19.5	14.5	16.0	16.6
要精密検査者数 (C)		641	685	460	593	520
要精密検査率 (%) (C) / (B)		4.4	4.8	4.3	5.0	4.4
精密検査内訳	異常認めず	181	196	105	189	—
	がんであった者	15	6	6	7	
	がんの疑いのある者	0	30	15	19	
	がん以外の疾患の者	222	221	153	148	
	判定不明	0	0	0	0	
	未受診※1	160	152	3	0	
	未把握※2	63	80	178	230	

喀痰細胞診

(人)

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
対象者数 (A)		73,626	73,626	73,626	73,626	70,691
受診者数	40歳以上 ※R1から50歳以上 (B)	162	138	92	79	86
	内訳					
	集団検診	115	97	58	53	52
	医療機関検診	47	41	34	26	34
受診率 (%) (B) / (A)		0.2	0.2	0.1	0.1	0.1
要精密検査者数 (C)		1	0	0	0	0
要精密検査率 (%) (C) / (B)		0.6	0.0	0.0	0.0	0.0

精密検査内訳	異常認めず	0	0	0	—	0
	がんであった者	0	0	0		0
	がんの疑いのある者	0	0	0		0
	がん以外の疾患の者	0	0	0		0
	未受診※1	1	0	0		0
	未把握※2	0	0	0		0

・乳がん検診

- ① 対象：40歳以上の女性
- ② 検診項目：質問（問診）、エックス線検査（マンモグラフィ）
- ③ 検診間隔：2年に1回

(人)

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
対象者数		46,084	46,084	46,084	46,084	43,924
受診者数	40歳以上	7,291	7,164	6,051	7,004	6,661
	39歳以下	0	0	0	0	0
	総数 (A)	7,291	7,164	6,051	7,004	6,661
	内訳					
	集団検診	3,294	3,044	1,928	2,753	2,489
	医療機関検診	3,997	4,120	4,123	4,251	4,172
(再掲) 重複受診者 <無料クーポン対象>		135	117	117	107	92
受診率 (%) ※3		29.9	31.1	28.4	28.1	30.9
要精密検査者数 (B)		431	453	407	468	399
要精密検査率 (%) (B) / (A)		5.9	6.3	6.7	6.7	6.0
精密検査内訳	異常認めず	165	191	144	196	—
	がんであった者	33	37	28	26	
	がんの疑いのある者	0	0	0	0	
	がん以外の疾患の者	194	167	192	204	
	未受診※1	18	24	1	0	
	未把握※2	21	34	42	42	

・大腸がん検診

- ① 対象：40歳以上
- ② 検診項目：問診及び免疫学的便潜血反応検査
- ③ 検診間隔：1年に1回

(人)

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	
対象者数 (A)		73,626	73,626	73,626	73,626	70,691	
受診者数	40歳以上	15,990	15,967	12,133	12,984	13,177	
	39歳以下	46	32	19	16	34	
	総数 (B)		16,036	15,999	12,152	13,000	13,211
	内訳	集団検診	11,023	10,858	6,350	7,203	7,107
医療機関検診		5,013	5,141	5,802	5,797	6,104	
受診率 (%) (B) / (A)		21.8	21.7	16.5	17.7	18.7	
要精密検査者数 (C)		866	913	644	602	602	
要精密検査率 (%) (C) / (B)		5.4	5.7	5.3	4.6	4.6	
精密検査内訳	異常認めず	100	113	67	72	—	
	がんであった者	30	31	21	30		
	がんの疑いのある者	2	2	0	0		
	がん以外の疾患の者	484	476	359	294		
	未受診※1	162	217	13	0		
	未把握※2	88	74	184	206		

(5) 骨粗鬆症検診

健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項及び第19条の2および「健康増進事業実施要領」に基づき、骨粗鬆症は骨折等の基礎疾患となり高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的に実施しています。

骨粗鬆症検診

(人)

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
受診者数		2,158	907	771	874	965
検診結果	異常なし	1,246	647	584	683	768
	要指導	637	190	113	139	155
	要医療	275	70	74	52	42

※ 平成28年度から、対象者は40～70歳までの5歳刻みの節目年齢の女性に変更。

※ 令和元年度から、対象者は45～60歳までの5歳刻みの節目年齢の女性に変更。

(6) 歯周疾患検診・歯科健診

・歯周疾患検診

健康増進法（平成14年法律第103号）第17条第1項及び第19条の2に基づく健康増進事業として、「健康増進事業実施要領」に定められている補助対象年齢の40、50、60、70歳に対し、高齢期における健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的に歯周疾患検診を実施しています。

歯周疾患検診

(人)

		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
対象者数(A)		17,930	16,824	16,722	15,941	15,955
受診者数(B)		2,301	2,268	2,436	2,061	1,941
受診率(%) (B/A)		12.8	13.5	14.6	12.9	12.2
検診結果	異常なし	278	247	228	211	231
	要指導	74	193	172	132	128
	要精検	1,949	1,828	2,036	1,718	1,582

※ 平成 21 年度から、対象者は 40・50・60・70 歳の節目年齢に実施。平成 28 年度より、30 歳も追加した。

後期高齢者歯科健診

(人)

		平成 30 年度	令和元年度	2 年度
対象者数(A)		3,122	2,921	2,092
受診者数(B)		481	455	327
受診率(%) (B/A)		15.4	15.6	15.6
健診結果	異常なし	96	110	82
	要指導	25	26	22
	要医療	360	319	223

※ 平成 28 年度から開始、対象者は 75 歳。

※ 令和 3 年度から、福井県後期高齢者広域連合の直接実施に変更となる。

(7) 肝炎ウイルス検診

健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2 および「肝炎ウイルス検診等実施要領」に基づき、肝炎対策の一環として、肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じ医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害の回避、症状の軽減、又は進行の遅延を図ることを目的に実施しています。

(人)

		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	
受診者数		4,116	3,419	3,370	2,743	2,483	
内 訳	集団検診	1,320	917	667	770	620	
	医療機関検診	2,796	2,502	2,703	1,973	1,863	
判定結果	C 型内訳	①(陽性)	15	7	6	7	1
		②(陽性)	4	3	5	0	3
		③(陰性)	21	30	19	22	14
		④(陰性)	4,076	3,379	3,340	2,714	2,465
	内 B 型	陽性	30	21	12	19	14
		陰性	4,086	3,398	3,358	2,724	2,469

※ 平成 25 年度から、肝炎ウイルス検診等実施要領の一部改正により、C 型肝炎ウイルス検査の判定結果区分が変更となる。

(8)前立腺がん検診

平成 14 年度から財団法人前立腺研究財団が全国的に実施した広域研究に協力し、本市では平成 15 年度から前立腺がん検診と精検未受診者調査を開始しました。この広域研究は平成 17 年度に終結したため、それ以降、市単独事業で実施しています。但し、精検未受診調査は平成 27 年度で終了しました。

- ① 対象 : 50 歳以上の男性
- ② 検診項目 : 問診、P S A 検査
- ③ 検診間隔 : 1 年に 1 回

(人)

		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
対象者数 (A)		25,641	25,641	25,641	25,641	24,569
受診者	集団検診	2,768	2,777	1,531	1,857	3,191
	医療機関検診	2,526	2,668	2,874	2,914	1,848
	総数 (B)	5,294	5,445	4,405	4,771	5,039
受診率 (%) (B) / (A)		20.6	21.2	17.2	18.6	20.5
要精密検査 (C)		478	471	417	491	541
要精密検査率 (%) (C) / (B)		9.0	8.7	9.5	10.3	10.7

(9)胃がんリスク血液検査

胃がんの原因とされるヘリコバクター・ピロリ (ピロリ菌) 感染の有無とペプシノゲンの量で胃の粘膜の萎縮度を血液で調べ、胃がんになりやすいか否かの危険度を分類する検査です。胃がん予防・早期発見・早期治療につなげることを目的に、平成 28 年度から県補助を受け 40~69 歳を対象に導入しました。

(人)

		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
受診者数		1,967	1,514	1,201	1,207	1,019
内訳	集団検診	960	712	391	503	395
	医療機関検診	1,007	802	810	704	624
結 判 果 定	A 群 (超低リスク)	1,500	1,162	901	903	753
	B 群 (低リスク)	275	195	208	211	187
	C 群 (中リスク)	159	131	77	78	70
	D 群 (高リスク)	33	26	15	15	9

A 群 ピロリ菌 (-) 胃粘膜萎縮 (-) B 群 ピロリ菌 (+) 胃粘膜萎縮 (-)
 C 群 ピロリ菌 (+) 胃粘膜萎縮 (+) D 群 ピロリ菌 (-)

(10)健康手帳

(人)

		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
(ア)健康増進法第17条第1項 に基づく健康増進事業対象者	40歳～74歳	9	0	0	0	0
	75歳以上	17	0	0	0	0
(ア)以外の者		0	0	0	0	0
合計		26	0	0	0	0

※平成29年度から、希望者に対し厚生労働省ホームページからのダウンロードしたものを交付。

(11)健康教育

健康増進法第17条第1項、第19条の2及び高齢者の医療確保に関する法律第18条第1項に基づき、生活習慣病予防及び健康増進に資することを目的とし、健康教室、講演会、学習会等を開催しています。

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
一般	開催回数(回)	226	214	141	131	75
	参加者数(人)	8,695	5,919	2,335	2,527	1,062
歯周疾患	開催回数(回)	1	3	3	2	0
	参加者数(人)	13	93	65	32	0
ロコモティブ シンドローム	開催回数(回)	2	0	1	0	0
	参加者数(人)	82	0	18	0	0
慢性閉塞性肺 疾患(COPD)	開催回数(回)	0	0	1	0	0
	参加者数(人)	0	0	39	0	0
病態別	開催回数(回)	28	28	12	20	8
	参加者数(人)	818	954	301	417	208
薬	開催回数(回)	2	2	0	0	0
	参加者数(人)	22	28	0	0	0
合計	開催回数(回)	259	247	158	153	83
	参加者数(人)	9,630	6,994	2,758	2,976	1,270

【再掲】

(人)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
ずっと健康101	4,432	3,214	1,090	1,102	173
元気体操21	6,042	3,275	1,398	2,011	1,806

※「ずっと健康101」：健康教室において、プラス10分の運動とプラス1皿の野菜で健康寿命を伸ばすことを普及啓発。平成28年度からは、ベジ・ファースト（食事の最初に野菜から食べることを併せて普及啓発。

※「元気体操21」：市が考案した生活習慣病予防のための体操で、上記は普及啓発した人数。

(12)主体的な健康づくりの支援

健康増進法第17条第1項、第19条の2及び高齢者の医療確保に関する法律第18条第1項に基づき、生活習慣病の発症を予防するため、主体的な健康づくりに取組み、継続することができるよう、健康に関する情報の発信を行うとともに、チャレンジシートを配布しています。健康づくりの取組みや健診・がん検診の受診でポイントを加算し、一定ポイント以上獲得したチャレンジシート提出者を対象に抽選で賞品を提供しています。

登録及び取組実績

(人)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
登録者	50	1,208	—	—	—
取組提出者	50	163	597	1,230	350

※ 平成29年度から、ポイント制を設けず、健康づくりに取組んだ方による先着応募制とした。

※ 令和2年度から取組みの動機づけを強化するため、ポイント制とし、抽選で賞品の進呈を行った。賞品（無償提供）は、協賛企業を募り、確保した。

(13)健康相談

健康増進法第17条第1項、第19条の2及び高齢者の医療確保に関する法律第18条第1項に基づき、市民が自ら健康づくりに取組み生活習慣病を予防することができるよう、生活習慣の改善に必要な保健指導や健康相談を実施しています。

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
総合健康相談	実施回数(回)	98	111	202	320	175
	被指導延人数(人)	953	835	486	1,046	372
重点健康相談	糖尿病					
	実施回数(回)	2	2	0	0	0
	被指導延人数(人)	38	28	0	0	0
合計	実施回数(回)	100	113	202	320	175
	被指導延人数(人)	991	863	486	1,046	372

(相談内訳)

(件)

	平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
血圧	315	125	135	443	104
高脂血症	114	17	17	85	7
糖尿病	122	79	189	121	76
歯周疾患	2	2	1	3	1
骨粗鬆症	98	217	2	2	1
貧血	3	5	0	1	5
心臓病	12	0	3	3	2
肝臓	8	10	3	4	5

腎 臓	89	55	49	60	21
尿異常	16	17	3	14	4
体 重	86	18	16	21	5
精神疾患	5	5	6	2	2
その他	338	467	110	370	160
合 計	1,208	1,017	534	1,129	393

(14)訪問指導

健康増進法第 17 条第 1 項、第 19 条の 2 及び高齢者の医療確保に関する法律第 18 条第 1 項に基づき、保健指導が必要であると認められる者及びその家族等に対し、生活習慣病予防と健康の保持増進を図ることを目的として、訪問指導を実施しています。

- ① 平成 30 年 11 月から糖尿病及び慢性腎臓病の未治療者や受診中断者に指導を実施。
- ② 令和元年度から①に加え、軽度高血糖者への訪問指導を実施。
- ③ 令和 2 年度から②に加え、高血圧、脂質異常者への訪問指導を実施。
- ④ 令和元年度 3 月以降は新型コロナウイルス感染症のため、訪問を自粛し電話による保健指導を実施。令和 2 年 6 月からは同意を得た者のみ訪問。

(人)

		平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
実人数	健診結果異常者等	351	242	10	29	14
	その他	0	0	0	0	0
	合 計	351	242	10	29	14
延人数	健診結果異常者等	352	246	10	29	14
	その他	0	0	0	0	0
	合 計	352	246	10	29	14

(15)こころの健康づくり

ストレスの状況を自己診断できる契機として、集団健診会場で受診者全員にストレスチェック票を配布し、専門の相談機関へ紹介につなげています。

また、令和元年度より働く世代の出張健康講座においても、ストレスチェック票を配布し、働く世代にも心の健康の啓発を行っています。

ストレスチェック実施状況

(枚)

	平成 30 年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度
ストレスチェック票 配布枚数	14,251	13,760	7,735	9,225	9,267

4 感染症予防に関すること

(1) 定期予防接種

・定期予防接種 A類

予防接種法（昭和 23 年）第 2 条第 4 項に規定する定期の予防接種（「定期接種」）に基づく、A類疾病として、発生及びまん延を予防する集団予防を目的とする感染症で被接種者には接種の努力義務があります。

A類ワクチン接種状況

(人)

			平成 30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	
4 種混合 (百日せき、 ジフテリア、 破傷風、急性 灰白髄炎)	第 1 期 初回	1 回 目	対象数	2,039	1,954	1,825	1,835	1,746
			実施数	2,134	1,989	1,922	1,899	1,798
			率 (%)	104.7	101.8	105.3	103.5	103.0
		2 回 目	対象数	2,039	1,954	1,825	1,835	1,746
			実施数	2,088	2,032	1,943	1,890	1,802
			率 (%)	102.4	104.0	106.5	103.0	103.2
		3 回 目	対象数	2,039	1,954	1,825	1,835	1,746
			実施数	2,102	2,049	1,983	1,850	1,781
			率 (%)	103.1	104.9	108.7	100.8	102.0
	第 1 期追加		対象数	2,109	2,043	1,964	1,840	1,840
		実施数	2,121	2,053	2,139	1,854	1,653	
		率 (%)	100.6	100.5	108.9	100.8	89.8	
3 種混合 (百日せき、 ジフテリア、 破傷風)	第 1 期 初回	1 回 目	対象数	—	—	—	—	—
			実施数	0	0	0	0	0
			率 (%)	—	—	—	—	—
		2 回 目	対象数	—	—	—	—	—
			実施数	0	0	0	0	0
			率 (%)	—	—	—	—	—
	3 回 目	対象数	—	—	—	—	—	
		実施数	0	0	0	0	0	
		率 (%)	—	—	—	—	—	
第 1 期追加		対象数	—	—	—	—	—	
		実施数	1	0	0	0	0	
		率 (%)	—	—	—	—	—	
2 種 (ジフテ リア・破傷風 混合)	第 2 期		対象数	2,458	2,454	2,424	2,339	2,314
			実施数	1,785	1,806	1,939	1,784	1,515
			率 (%)	72.6	73.6	80.0	76.3	65.5
不活化ポリ オ(急性灰白 髄炎)	第 1 期 初回	1 回 目	対象数	—	—	—	—	—
			実施数	4	1	0	0	0
			率 (%)	—	—	—	—	—
		2 回 目	対象数	—	—	—	—	—
			実施数	3	1	0	0	0
		率 (%)	—	—	—	—	—	

	3 回 目	対象数	—	—	—	—	—
		実施数	4	0	0	0	0
		率 (%)	—	—	—	—	—
	第1期追加	対象数	—	—	—	—	—
		実施数	15	6	0	0	0
		率 (%)	—	—	—	—	—

(人)

			平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
麻しん風しん	1期	対象数	2,173	2,065	2,031	1,942	1,835
		実施数	2,176	2,058	2,020	1,799	1,766
		率 (%)	100.1	99.7	99.5	92.6	96.2
	2期	対象数	2,279	2,214	2,170	2,249	2,139
		実施数	2,168	2,124	2,090	2,103	1,925
		率 (%)	95.1	95.9	96.3	93.5	90.0
日本脳炎	1期 初回	第1回 実施数	2,402	2,244	2,350	1,560	2,487
		第2回 実施数	2,416	2,272	2,388	1,649	2,264
	1期追加 実施数		2,627	2,242	2,187	688	2,521
	2期 実施数		2,832	2,693	2,741	1,050	3,570
BCG		対象数	2,039	1,954	1,825	1,835	1,746
		実施数	2,076	2,062	1,962	1,850	1,764
		率 (%)	101.8	105.5	107.5	100.8	101.0
ヒブ	対象者数		2,039	1,954	1,825	1,835	1,746
	1回目	実施数	2,162	1,964	1,914	1,900	1,769
	2回目	実施数	2,148	1,993	1,937	1,903	1,773
	3回目	実施数	2,080	1,996	1,999	1,879	1,789
	追加 実施数		2,138	1,943	2,122	1,828	1,755
小児用 肺炎球菌	対象者数		2,039	1,954	1,825	1,835	1,746
	1回目	実施数	2,155	1,964	1,863	1,899	1,770
	2回目	実施数	2,149	2,003	1,874	1,902	1,773
	3回目	実施数	2,091	2,037	1,910	1,872	1,795
	追加 実施数		2,159	2,049	2,021	1,762	1,754
子宮頸がん 予防 (ヒトパピ ローマウ イルス)	対象者数		—	—	—	—	13,258
	1回目	実施数	21	27	177	514	1,179
	2回目	実施数	21	19	153	445	957
	3回目	実施数	14	13	108	342	572
水痘	1回目	対象数	2,109	2,043	1,964	1,840	1,840
		実施数	2,169	2,052	2,020	1,800	1,766
		率 (%)	102.8	100.4	102.9	97.8	96.0
	2回目	対象数	2,165	2,083	2,039	1,931	1,828
		実施数	1,979	1,923	2,033	1,748	1,518
		率 (%)	91.4	92.3	99.7	90.5	83.0
B型肝炎	1回目	対象数	2,039	1,954	1,825	1,835	1,746
		実施数	2,159	1,972	1,909	1,891	1,771

		率 (%)	105.9	100.9	104.6	103.1	101.4
	2回目	対象数	2,039	1,954	1,825	1,835	1,746
		実施数	2,141	2,019	1,916	1,898	1,776
		率 (%)	105.0	103.3	105.0	103.4	101.7
	3回目	対象数	2,039	1,954	1,825	1,835	1,746
		実施数	2,019	2,014	1,957	1,758	1,762
		率 (%)	99.0	103.1	107.2	95.8	100.9
ロタ ウイルス	対象数		—	—	929	1,835	1,746
	1回目	実施数			907	1,890	1,760
	2回目	実施数			729	1,889	1,760
	3回目	実施数			257	857	835

※ 実施数が対象数を上回る者については、年度をまたがって受ける者がいるため。

※ 日本脳炎は、特例対象者の接種履歴が把握できないため、対象数は不明である。

※ ヒブワクチン、小児用肺炎球菌は、接種時の月齢によって接種回数が異なるため、接種率は算出しない。

※ 子宮頸がん予防(ヒトパピローマウイルス)は接種率については、対象者の接種回数が不明なため算出不可。

<対象者数について>

- ・ BCG・4種混合・ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・ロタウイルスの初回対象者数は、年度末時点における0歳児の数とし、4種混合の追加対象者数は年度末時点における1歳児の数とする。
- ・ 水痘の1回目対象者数は、年度末時点における1歳児の数とし、2回目対象者数は、年度末時点における2歳児の数とする。
- ・ 令和2年度ロタウイルスの対象者は、令和2年8月1日から令和3年1月31日生まれの児の数
- ・ 麻しん風しん1期の対象者は、当該年度の10月1日時点の1歳児の数、麻しん風しん2期の対象者は当該年度の4月1日の一斉通知者数。
- ・ 2種混合2期の発送対象者はH27年度に小学6年生から11歳に変更したため、H27年度の対象者数を年度末時点における小学5年生と小学6年生の数の和とする。H28年度以降は、年度末時点における11歳とする。
- ・ 子宮頸がん予防(ヒトパピローマウイルス)の対象者は定期予防接種対象者(12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子)およびキャッチアップ事業対象者(年度末年齢17歳から25歳の対象者)の合計。

<ポリオ予防接種について>

- ・ 平成24年9月1日より、単独不活化ポリオワクチン初回(3回)接種の導入に伴い、生ワクチンから不活化ワクチンに変更。
- ・ 平成24年10月23日より、単独不活化ポリオワクチン追加接種が導入。

<4種混合予防接種について>

- ・ 平成24年11月1日より定期予防接種となる。(平成24年8月生まれ以降、原則4種混合に切替。)

<麻しん・風しん予防接種について>

- ・ 平成18年6月の予防接種法施行令の改正により、麻しん・風しんは原則混合ワクチンによる2回接種
- ・ 平成20年2月の予防接種法施行令の改正により、平成20年度から5年間の時限措置で麻しん風しん3期、4期が追加。

- 1期：生後12月～24月に至るまでの間にある者
 - 2期：5歳以上7歳未満で就学前1年間の幼児
 - 3期：13歳相当（中学1年生相当）の者
 - 4期：18歳相当（高校3年生相当）の者
- } 平成20年度～平成24年度 実施

<日本脳炎予防接種について>

- ・平成17年5月の国の勧告により、日本脳炎ワクチンの積極的勧奨を差し控える。
- ・平成17年7月の予防接種法関係省令の改正により、日本脳炎3期予防接種廃止。
- ・平成22年4月、国の通知により、3歳及び4歳児に第1期予防接種の積極的勧奨を再開。
- ・平成23年5月、予防接種施行令の一部改正に伴い、積極的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を逸した者（平成7年6月1日から平成19年4月1日間での間に生まれた者）について、特例措置が設けられた。
- ・平成25年4月より、特例措置対象者に、平成7年4月2日から5月31日間での間に生まれた者が追加。
- ・平成28年度から、国の通知により、日本脳炎2期（9歳児）の積極的接種勧奨を再開。
- ・令和3年1月 厚生労働省より、日本脳炎ワクチン供給量不足とその対応協力について依頼通知あり。
- ・令和3年度は2期（9歳対象）の予診票交付は、供給量が安定するまで中止することとし、接種対象者へは、1期初回の1回目2回目を優先接種し、1期追加、2期の接種は、供給量が安定するまで延期するよう、ホームページ、窓口等で周知。
- ・令和3年12月 ワクチン供給が再開され、継続的な供給が見込まれる旨の通知あり。（厚生労働省健康局 健康課事務連絡 令和3年12月10日付「乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの供給について（更新情報）」）
- ・令和4年3月 令和3年度の発送を差し止めていた2期（9歳児分）を一斉送付。

<子宮頸がん予防ワクチン、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンについて>

- ・平成23年1月20日から平成25年3月31日まで、国のワクチン接種緊急促進事業として、任意予防接種の位置付けで接種費用の助成を実施。国45%、市55%の公的負担。自己負担なし。
- ・平成25年度から、3ワクチンとも定期予防接種になった。
- ・子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年6月14日から、積極的接種勧奨の差し控えを実施。
- ・令和2年9月 接種対象者が疾患、ワクチンについて知り、積極的接種勧奨をしていないことを理解した上で接種するかを選択ができるよう、年度末時点で16歳に到達する女子を対象に、周知資料の個別通知を送付。令和3年度は年度末年齢16歳から12歳に対してワクチンに関する情報提供を個別通知。
- ・令和3年11月 令和4年度から積極的な勧奨の再開を決定。

<水痘予防接種について>

- ・平成26年7月の予防接種法施行令の改正により、平成26年10月1日より定期予防接種として開始となる。経過措置として、平成26年度に限り、3歳・4歳についても1回のみ対象となる。

<BCGについて>

- ・平成25年3月31日まで、BCGワクチンの接種は生後6か月に至るまでに接種することとなっていたが、平成25年4月1日以降は生後1歳に至るまでの間に接種することと変更された。

<B型肝炎接種について>

- ・平成28年6月の予防接種法施行令の改正により、平成28年10月1日より定期予防接種として開始。ただし、対象者は平成28年4月1日以降に生まれた者。

<ロタウイルスワクチン接種について>

- 令和2年6月の予防接種法施行令の改正により、令和2年10月1日より定期予防接種として開始。ただし、対象者は令和2年8月1日以降に生まれた者。ワクチンは2種類あり、種類によって接種回数が異なる。

・定期予防接種B類

予防接種法に基づく定期予防接種のB類疾病。個人の発病又は重症化予防を目的とし、接種の努力義務はありません。

B類ワクチン接種状況 (人)

		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
高齢者 インフルエンザ	対象数	76,375	76,795	77,273	77,550	77,471
	実施数	44,527	44,927	53,091	45,373	44,621
	率(%)	58.3	58.5	68.7	58.5	57.6
高齢者 肺炎球菌	対象数	16,911	10,804	10,982	10,990	12,025
	実施数	6,778	2,469	2,941	2,544	2,183
	率(%)	40.1	22.9	26.8	23.1	18.2

<インフルエンザ予防接種について>

- 平成13年11月の予防接種法施行令の改正により65歳以上の者及び60～64歳であって心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者を対象に実施。

<高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種について>

- 平成26年7月の予防接種法施行令の改正により、平成26年10月1日より定期予防接種として開始。経過措置として、平成26年度から平成30年度までの間は、当該年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる者を対象とした。また、平成26年度のみ101歳以上となる者も対象。
- 令和元年度から令和5年度までの5年間、経過措置を延長している。

(2) 風しんの追加的対策(予防接種法第5条第1項の規定に基づく風しん第5期の定期接種)

平成30年に風しんが流行したことから、予防接種を行っていなかった風しん抗体保有率の低い世代の男性に対する抗体検査を実施し、抗体陰性者に風しん予防接種を実施しています。

本事業は、平成31年から令和3年度末までの3年間の時限措置でしたが、国は目標達成のため有効期限を更に3年間延長(令和6年度末まで)しています。「予防接種法施行令の一部を改正する政令等の施行等について」(平成31年2月1日)「風しんの追加的対策に係る手引きについて」(平成31年2月8日)

- 対象者：昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生れの男性。

風しんの追加的対策抗体検査及びワクチン接種状況 (人)

		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度	
風しんの追加的対策 抗体検査	対象数	—	13,457	16,755	24,673	23,532	
	実施数		2,748	3,067	1,632	737	
	内訳		対象※	791	742	378	203
			非対象	1,957	2,325	1,254	534
実施率 (%)		20.4	18.3	6.6	3.1		
風しんの追加的対策 風しん第5期	対象※数	791	742	378	203		
	実施数	692	581	382	168		
	率 (%)	87.5	78.3	101.1	82.8		

※ 第5期対象※数は、抗体検査の対象※となる。

(3) 任意予防接種の助成

4-3-1 妊娠を希望する女性への風しんワクチン接種助成(市単独事業)

令和2年4月から、妊娠を希望する女性への風しん予防接種支援事業を実施しています。

- ① 対象者：福井市保健所または妊婦健康診査における風しん抗体検査で「低い」と判定され、風しんワクチンの予防接種を受けた者。
- ② 助成額：接種費用（自己負担）の1/2を助成
- ③ 助成の上限額：麻しん風しん混合（MR）ワクチン5,000円、
風しん単独ワクチン3,000円

妊娠を希望する女性への風しん予防接種支援状況 (人)

		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
接種 ワクチ ン	麻しん風しん混合ワクチン	—	—	53	81	56
	風しん単独ワクチン	—	—	3	33	37

(4) その他の感染症予防に関すること

4-4-1 一般住民胸部X線健診

65歳以上を対象とする胸部エックス線検査は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第53条の2第3項に規定する結核に係る定期の健康診断を兼ねています。

胸部X線健診及び精密検査結果

		平成 30年度	令和 元年度	2年度	3年度	4年度
対象者数 (人)		39,112	39,371	39,706	40,054	40,249
受診者数 (人)		10,657	10,577	7,630	8,283	8,600
受診率 (%)		27.2	26.9	19.2	20.7	21.4
要精密検査 (人)		543	575	374	483	439
要精密検査率 (%)		5.1	5.4	4.9	5.8	5.1
精密検査受診者数 (人)		305	380	224	290	—
結果	活動性結核	2	0	0	—	—
	結核発病のおそれのある者	0	0	0	—	—

※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、対象者は65歳以上。
肺がん検診(X線)受診者のうち、65歳以上の結果を再掲。

5 その他の事業に関すること

(1) AED設置に関すること

・市有施設

非常時の一次救急を確保するため、市有施設にAED設置している。機器の設置、管理については施設所管課の責任の下、運用を行い、全体の使用状況等の把握については、健康管理センターで行う。

・市内コンビニエンスストア

市民が安心して暮らせるまちづくりの一環として、いつでもAEDが利用できる環境を整備するため、24時間営業のコンビニエンスストアへAEDの設置を行う。機器の設置、運用等は健康管理センターで行う。

(2) 診療所(美山地区)に関すること

地域住民の健康増進、健康管理及び疾病等の治癒を図ることを目的としています。

・関係条例：福井市診療所の設置及び管理に関する条例

福井市診療所の設置及び管理に関する条例施行規則

美山地区診療所利用状況

診療所名	診療科		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
美山診療所	内科	回数(回)	48	49	49	20	22
		受診数(人)	28	25	28	10	1
	リハビリテーション科	回数(回)	49	49	46	36	24
		受診数(人)	139	146	155	127	98
下味見診療所	内科	回数(回)	48	49	49	20	23
		受診数(人)	38	17	25	6	34
上味見診療所	内科	回数(回)	48	49	49	20	23
		受診数(人)	132	121	126	57	119

(3) 献血推進出張状況

		平成30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
一般献血	日数(日)※	154.0	149.0	150.0	141.5	133.5
	献血者数(人)	443	463	289	311	273
		7,177	6,658	5,935	6,159	5,616
	採血量(ℓ)	2,959.4	2,755.8	2,431.8	2,525.8	2,301.0

※ 日数は1日を1.0、半日を0.5とする。

VIII 保険年金課

1 保健事業

(1) 医療費通知事業

被保険者に健康に対する認識を深めてもらうために、自分のかかった医療費等を通知。

	回数	通知対象	通知件数
平成 30 年度	6	12～11 月診療分	145,897
令和元年度	6	12～12 月診療分	144,543
2 年度	6	1～12 月診療分	137,647
3 年度	6	1～12 月診療分	138,963
4 年度	6	1～12 月診療分	137,099

(2) 一日人間ドック、脳ドック助成事業

保健事業の一環として、被保険者の疾病の早期発見、早期治療及び自己の健康管理に資するために健診料の一部を助成。

一日人間ドック

	定員	受診者数（人）		
		男性	女性	計
平成 30 年度	1,400	687	608	1,295
令和元年度	1,000	409	399	808
2 年度	1,000	366	329	695
3 年度	1,100	438	403	841
4 年度	1,100	413	393	806

脳ドック

	定員	受診者数（人）		
		男性	女性	計
平成 30 年度	160	54	99	153
令和元年度	160	45	82	127
2 年度	160	38	59	97
3 年度	160	37	86	123
4 年度	160	49	84	133

(3) 特定健康診査・特定保健指導事業

平成 20 年度より、40 歳から 74 歳までの被保険者を対象に、生活習慣病予防のための健康診査を実施している。さらに、健診の結果、生活習慣改善の必要のある者には、特定保健指導を実施している。

特定健康診査 (速報値・令和 5 年 7 月末現在)

年度	対象者数	受診者数	受診率
平成 30 年度	33,374 人	11,051 人	33.1%
令和元年度	32,251 人	10,243 人	31.8%
2 年度	31,976 人	8,559 人	26.8%
3 年度	31,197 人	9,448 人	30.3%
4 年度*	34,406 人	9,603 人	27.9%

※ 法定報告値は、令和 5 年度版福井市の国保（令和 5 年 12 月発行予定）に掲載

特定保健指導 (速報値・令和 5 年 7 月末現在)

年度	種別	対象者数	実施終了者数	実施率
平成 30 年度	動機付け支援	1,146 人	199 人	17.4%
	積極的支援	258 人	15 人	5.8%
計		1,404 人	214 人	15.2%
令和元年度	動機付け支援	1,015 人	145 人	14.3%
	積極的支援	250 人	21 人	8.4%
計		1,265 人	166 人	13.1%
2 年度	動機付け支援	815 人	92 人	11.3%
	積極的支援	191 人	14 人	7.3%
計		1,006 人	106 人	10.6%
3 年度	動機付け支援	885 人	109 人	12.3%
	積極的支援	207 人	12 人	5.8%
計		1,092 人	121 人	11.1%
4 年度*	動機付け支援	519 人	91 人	17.5%
	積極的支援	146 人	16 人	11.0%
計		665 人	107 人	16.1%

※ 法定報告値は、令和 5 年度版福井市の国保（令和 5 年 12 月発行予定）に掲載

保健事業以外は「福井市の国保」及び「国民年金概要」に記載

Ⅸ 沿革

年 度	内 容
昭和59年度	・保健センター（手寄2丁目1番1号）開設（9月25日）
63年度	・第1次福井市保健計画策定 （計画期間：昭和63年度～平成4年度）
平成4年度	・保健センターは保健衛生課・健康管理課の2課体制となる ・福井市保健センター（城東4丁目14-30）新築移転 ・福井市休日急患センター開設（10月） ・福井市休日歯科診療所開設（10月）
6年度	・第2次福井市保健計画策定（平成6年度～11年度）
9年度	・保健センター1課体制となる
11年度	・福井市聖苑併用開始（10月）
12年度	・第3次福井市保健計画策定（平成12年度～16年度）
17年度	・旧足羽郡美山町、丹生郡越廼村、丹生郡清水町が合併 ・市保健センター・清水保健センターの2拠点体制となる ・健康ふくい21（第4次福井市保健計画）策定（平成17年度～27年度）
26年度	・福井市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定
27年度	・清水保健センターが保健センターに統合 （事業は2拠点、事務所は1拠点） ・福井市新型インフルエンザ等対策業務継続計画・福井市新型インフルエンザ等対策マニュアルを策定
28年度	・健康ふくふくプラン21（第2次福井市健康増進計画）策定 （平成28年度～33年度）
30年度	・保健所準備課を設置（4月）
令和元年度	・中核市移行（4月） ・福井市保健所の開設（西木田2丁目8番8号） ・妊娠・子育てサポートセンターふくっこを設置 ・新型コロナウイルス感染症の市内1例目の感染者が発生（3月）
2年度	・休日急患センターから小児科が分離独立、福井県こども急患センターとして診療開始 ・ワクチン接種推進課新設（2月） ・新型コロナウイルス感染症 第1期～第3期 ・福井市保健所内に「コロナ本部」を設置
3年度	・清水健康管理センター館内に清水連絡所が併設される ・新型コロナウイルス感染症 第4期～第6期 ・順化地区飲食店事業主等を対象に集中的にPCR検査を実施
4年度	・新型コロナウイルス感染症 第6期～第8期 ・過去最多となる1,001人/日の感染者を確認（8月） ・国の方針により「全数把握の見直し」を実施（9月）

令和5年8月

編集・発行 福井市保健衛生部 保健総務課

〒910-8511

福井市大手3丁目10番1号

TEL (0776) 20-5549

FAX (0776) 20-5726